

第四百四回

和六十一年四月八日(火曜日)
午後一時開會

三塚 博君

部を改正する法律の一部を改正する

定書の本文及び附属書Ⅰ及びⅡの批准状況は、三

うに、船腹で言々と五〇%、それから国で言うと

十五カ国が批准しないと効力を発効しない、日本としてもしないというやつを、一本の法律で、しかもそれを五段階に分けて順次やっていくという、こういう立法の仕方自体には無理があったのではないかなという感じがしますが、そのところはどうか。

○政府委員(栗林貞一君) 五十八年のときの立法の仕方の問題でありますが、先生御承知のように、七八年の議定書への加入のための国内法制の整備という格好でお願いしたわけでございまして、この議定書はそれぞれの規制内容に応じまして附属書のⅠから附属書のⅤまで五つの附属書に分けられております。特にⅡからⅤは選択的に受託ができてそれぞれ独立して発効するという形式をとっております。それで我が国が国として、それぞれは、同議定書の国内実施に当たりまして、それぞれの規制内容ごとにその実施を各附属書の発効に合わせるという方針で行い、順次関係規定を施行させるということになったわけでございまして。

当時の受託の状況から申しまして、附属書で申し上げますとⅠ、それからⅡ、Ⅲ、Ⅳというあたりがその次に発効してまいり、それから最後に附属書のⅤ、これはⅠとⅡは一緒にございまして、Ⅲ、Ⅳの方に猶予期間がございまして、そういう格好で大体順番が決まっております。そこで、各附属書を検討してみますと、改正が相当広範囲にわたる上に相互に関連している、しかも最初に発効する附属書の実施に関して改正した条項を、その後発効する附属書の実施に関して再び改正する部分というのはどうしても出てくるわけでございまして。そのため附属書にかかわる改正を同時に一本で行うことが法律技術的にできないというところでございまして、そのために五十八年のときには海洋汚染防止法の一部改正を五条に分けて、それぞれ海洋汚染防止法の一部を改正する法律という柱を立てまして、附属書の発効に合わせて五回にわたってこの法律を順次改正していく、これが先生言われました五段階ロケ

ット方式というようにことで言われたわけでございましてけれども、そういう法改正の方式をとらざるを得なかったというところでございまして、ひとつ御理解いただきたいと思っております。

○安恒良一君 いや、なかなか理解できないんです。なぜかと言うと、今度の法案でも、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案と、こうなるわけですね。今ちょっと理事会でこれ英語ですとどういう表現になるだろうかとか、こうなるわけ、英語で出る場合に、日本語でも舌かむようなことですからね、これ。ですから私は、例えば今も言ったように船舶を我が国もかなりこれ保有高は九・五九%です、リベリアが一三・九七六%という。そしてリベリアがちょっと手続関係を国内問題であらうと誤るとうまたこういうふうに入れかえなきゃいけないでしょう。そういう組み立て方にならざるを得ないかというのを言っているんです。今これ出たのは今言ったリベリアが国内事情によってできなかったものですか、それで今度はこう後ろと前に入れかえちゃって、入れかえるたびに我が国はこういうふうに入部を改正する法律の一部を改正する法律、こういって国会で議論をしなきゃならぬと、ですから五段階ロケット方式というやつに無理がありはしないかというのを僕は聞いています。無理がある、そういう法律の組み立て方が。これは運輸省と外務省、きょうは外務省呼んでいないからあれですけど、もし、そういう五段階ロケット方式というものが済んでしまったことなんです、こういうやり方について、どこかの国がちょっと変えたとそのたび我々国会で一部の一部を改正する法律といつて、それでこうして審議しなきゃならぬわけですね、これは。この五段階ロケットというやつはこうなりますね。そのことを僕は聞いています。それが、どうですか、それ。

○政府委員(栗林貞一君) リベリアのそういう行がございしましたために、前の法律改正をお願いしたものと実質的には内容が変わっていないもの

についてまた法律改正をお願いするという大変御迷惑をおかけしているわけでございしますが、一つの五十八年ごろの考え方といたしましては、それは附属書といふものについて別に加入し、その都度整備していくという方法が一体あり得たのかというところが一つ考えられます。

それは世界有数の海運国でもございします我が国の立場といたしましては、やはりここでぜひとも五つの附属書に一括加入いたしまして、海洋環境の保全に対する我が国の前向きな姿勢を国際的に示す必要があったというところが一つ。それから一般に条約に加入する際には我が国ではそのための国内法の整備が完了しているというところが前提になっていたというところいろいろ実は議論が政府内部でもあったようございしますけれども、やはりこういう方法しかないというところでやむを得ずそういうことにいたしました。ただ、例えば先生今おっしゃいましたように、それはまた何か状況が変わったからその都度国会に法律改正をお願いしなければいけないことにならざるを得ないかということにつきましては、私どもその点は非常に心配をいたしました。前回は改正内容が相当それぞれに広範でございまして、どうしても順番に改正していくことであったためにやむを得ずそうなつたのでございしますが、今度の場合には新しく非常に大きくつけ加わる有害液体物質の規制関連のものがまず最初に今度やってまいります。それから、その次のものについてはそれぞれ別個に改正するような姿に実際上はなっておりますので、これからさらにまた国際情勢によつて法律改正をお願いするということは恐らくなからうというふうに考えております。

○安恒良一君 いや、恐ろしくなろうと言われるけれども、このリベリア問題も、前回のときにリベリアがこういうことになるだろうというところはなかったんですね。ですからやっぱりこれ見通しの誤りで、見通しの誤りというか、相手国の問題だからあなたたちを責めているわけじゃないけれども、実際上はやっぱり見通しが誤ったことは

事実。ですから法律の一部を改正する法律の一部と、こういう出方に、今度これ、これリベリア問題が見通しどおりであつたらこの国会にこの法律はかかってないわけですよ、それで、この法律。ところが、リベリアというところがいろんな問題が起きちゃってだめになつてしまったものだから、これ、じゃというところになつて順序入れかえと、こうなるわけですね。ですからこのことで時間とる気はありませんけれども、一本の法律を五段階ロケットというやうなやり方については、もう今回はやめてしまつていくことですから今もとに戻せといつても無理なことですから、そんなことを言っているわけじゃないですが、私はやっぱり今後この種のいわゆる我が国だけではどうにもならない、海外全体の問題を含めて協力し合わなきゃ全部にならないというときには、立法の仕方というものについては大臣の次からは僕は慎重にやってみよう。でなけりや、行政改革、行政改革と言つておつても、ちょっとどっかの国のやり方があれになるとそのために国会が衆参合わせて何日間議論するということや方になつていきますから、今のことを責めるつもりありませんが、今後この種の法律の立法のあり方ということについては、やはり一本の法律で五段階ロケット方式などということについてはぜひ再検討をしてみたいなと、こう思いますが、よろしうございしますか、将来の問題として。

○国務大臣(三塚博君) 御指摘のとおりでございまして、国際条約に基づき、協定にまた基づく国内法の整備という点で、今後やはり全体の展望をよく踏まえながら慎重に見きわめつつ対応してまいらなければならぬということと今後進んでまいりつものでございします。

○安恒良一君 それじゃ、これでまず少し中身をお伺いしたいと思ひますが、改正海防法のこの規制の概要について資料いただいていますから、読めばわかることはこの資料のどこをいふことで、規制対象の船舶の現状についてちょっと説明してみてください。一番最近の新しいと

ころだけで、ずっとこれは五年分いたいていいますから、それをちょっと説明してください。

○政府委員(栗林貞一君) この五十八年改正後の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の規制対象船舶で、それでは大体六十年末あたりの隻数をまず申し上げますが、油につきましては、排出規制の対象となる船舶はすべての船舶でございまして、約六万二千隻程度であると思われま

それから油の排出についての構造設備の設置が義務づけられる船舶は、これはすべてのタンカー及びタンカー以外の総トン数四百トン以上の船舶でございまして、その隻数はそれぞれ二千八百隻及び一万隻、合計一万二千九百隻程度でござい

構造設備に関する検査が義務づけられる船舶は、総トン数五百トン以上のタンカー及びタンカー以外の総トン数四百トン以上の船舶でありまして、それらは合わせますと六十年末で五千二百隻程度であると思ひます。

それから有害液体物質の排出規制の關係でございしますが、これは有害液体物質をばら積み輸送するすべての船舶に排出規制がかかります。その隻数は約六百隻でござい

それから有害液体物質の排出による海洋汚染の防止のための構造設備の設置及びその検査が義務づけられます船舶は、一部の船舶は除かれますけれども、有害液体物質をばら積み輸送する全船舶ということ

それから汚水というのが規制ございしますが、この規制の対象となる船舶は、総トン数二百トン以上の船舶及び総トン数二百トン未満の船舶のうち最大搭載人員が十人を超えるものということで、約九千隻程度でござい

分につきましては、設備の設置及び検査が義務づけられる船舶は国際航海に従事するものに限られますので、二千七百隻程度

船舶でござい

○安恒良一君 はい、わかりました。それからこれと関連をいたしますが、油類の輸入量の推移ですね、これも資料五十五年からいた

○政府委員(栗林貞一君) 我が国における油類の輸入量の推移でござい

○安恒良一君 それから、今度は内航船舶により運送される海洋汚染防止法適用対象物質の輸送量について、これも資料は五十五年からいた

○政府委員(武石章君) 先生今御指摘の輸送量でござい

○安恒良一君 六十年では推定値ですね、これは

○政府委員(武石章君) はい、そうでござい

○安恒良一君 どのくらい推定が入っているの。全部ですか、これは

○政府委員(武石章君) これは、産業構造審議会の需要予測に基づきまして、石油製品及び石油化学工業品の九品目それぞれについての見通しがござ

○安恒良一君 それから、今度はそれらを輸送している途上に起こった海洋汚染の発生確件数で

○政府委員(岡田專治君) 初めに私も海上保安庁が我が国の周辺海域で確認をいたしました海洋汚染の発生確件数でござ

その内訳でござい

○政府委員(岡田專治君) 昭和六十一年の船舶からの油による汚染、四百七十五件でござ

○安恒良一君 そうしますと、海難の場合はこれはやむを得ないんですが、問題になるのは故意、それから取り扱い不注意、こういうことになりま

○政府委員(岡田專治君) 故意が百十六件とただいま申し上げましたが、そのうち日本の国籍によるものが百四件でござ

今御質問にございました外国の国籍の船舶から

の汚染のうちや大きなものを申し上げますと、パナマ国籍のものが二十三隻、韓国国籍が十四隻、リベリア国籍が十三隻、その他もろもろとな

○安恒良一君 油以外のものによる汚染はどうな

○政府委員(岡田專治君) 油以外の汚染で船舶からの排出によるのは十六件が六十一年の数値でござ

○安恒良一君 これは全部日本の船ですか。

○政府委員(岡田專治君) 十六件のうち、十五件が日本国籍の船によるもの、一件はパナマ国籍の船によるものでござ

○安恒良一君 そこで、今度は船舶からの油による海洋汚染の原因別発生確件数について、これも一番新しいやつ、昭和六十一年で結構ですから中身を説明してください。

○政府委員(岡田專治君) 昭和六十一年の船舶からの油による汚染、四百七十五件でござ

○安恒良一君 そうしますと、海難の場合はこれはやむを得ないんですが、問題になるのは故意、それから取り扱い不注意、こういうことになりま

取り扱い不注意でございますが、百八十一件と申し上げましたが、このうち日本の国籍によるものが百二十一件、その他が六十件、要するに外国国籍によるものが六十件ということでございます。

○安恒良一君 大臣、お聞きのとおり、あえて私が細かく聞いているのは、日本と外国の船がどういふ関係にあるのかということわざと内訳を細かく聞いています。ですからこれはちょっとと頭に記録しておってください、後での質問に関係しますから。

それで、今度は海洋汚染の海域別発生状況について、これも一番新しい昭和六十年度で結構です。それからどういふ地域でどういふふうな起つてくるのかということを説明してみてください。

○政府委員(岡田專治君) 海域別の発生状況でございますが、昭和六十年度で見ますと、東京湾が六十八件、伊勢湾が六十三件、大阪湾が二十九件、瀬戸内海——これは大阪湾を除いて考えました場合、合二百八十八件、それから本州の南岸が九十三件、九州の沿岸が九十五件、その他の海域が二百三十五件、トータルいたしまして先ほど申し上げました八百七十一件になります。

○安恒良一君 それから、この場合、いただいている地図を見ますと、例えば東京なんかは発生件数は六十八件なんです。ところがそのうちもう六十一件が油と、こういうふうになっていきます。それから、そのほかこれと地図を見ますと、東京と大阪は圧倒的に油が多いんですが、例えば伊勢湾なんか見ますと、今度は六十三件のうち油の汚染は二十五件だ、その他が三十八件と、こういうふうになっています。非常にこれ、おたくからいただいている海域別の発生件数が非常に特徴があるんですが、これは何か特別な状況でもあるんでしょうか。非常に圧倒的に油の汚染の多い地方とそうでない地域がこの地図を見るとあるんですが、これはどうですか、この原因は何ですか。

○政府委員(岡田專治君) 例えば伊勢湾でございますが、伊勢湾の場合には赤潮による被害が六十一年の場合に二十八件を数えておりまして、したがいまして油による以外のものの構成比率が大きいのではないかと考えられます。また、瀬戸内海につきましては十七件が赤潮によるものでございまして、ただし、瀬戸内海の場合には油以外のものはトータル八十五件、いわゆる赤潮ではない、かつ油ではないものが八十五件あるわけでございまして、これはやはり瀬戸内海におけるいろいろな臨海性の工業の配置などの状況なんかとある程度相応しておるのではないかと考えられます。

○安恒良一君 まあこれは、私にいただいている資料では、海洋汚染の発生確認件数は昭和五十五年から六十一年まで、油による汚染、油以外による汚染、赤潮と、こういうふうに分けてあります。このちからは私が六十一年でいいと言ったもので、それから六十一年だけしか出ていないわけですね。ですから、これだけで僕は判断をしているんですが、例えば今言われたように、大阪湾を除く瀬戸内海は二百八十八件のうち油が百八十六、残りが百二です。そして、まあ一つは赤潮が瀬戸内海にあること私は承知していますが、そうすると、赤潮の件数引いても非常にほかの件数が多いわけですね、これ。ですから、これはたまたま僕はこの地図を、こういうのを毎年のをもらっておけば一番よくわかったと思うが、大変だろうと思つて六十年だけではないと、こう言つたものですからね。この傾向は、例えば片っ方の五十五年から六十年までの件数がずつと書いてあります。これとこういう発生状況は、海洋汚染の海域別発生確認件数といえますか、これは傾向は、そう変わらなせんか。例えば大阪と東京は、ほとんどがもう油です。それ、圧倒的に油になっている。その他はそれぞれ、今言われたように、特徴的なことを言うと、瀬戸内海であるとか伊勢湾であるとか、そういうふうなこれ何域かに分けてあります。それから日本海沿岸も違ひますね。こういう状況は、大体ここ四、五年の傾向としては海洋汚

染の海域別発生確認件数というのは、大体こんな傾向ですか、傾向としては。

○政府委員(岡田專治君) ほほ御指摘のとおりでございまして、瀬戸内海におきましては、私の今手元にあります五十六年から六十一年までの五カ年間の数字がございまして、いづれの年におきましても、油以外のもの、赤潮も含めまして油以外のものによる汚染の発生件数が他の海域と比較いたしますと相当多いという数字がございまして、以上でございまして。

○安恒良一君 赤潮の発生というのはいろんな汚染の複合ですからね。油もこれははっきりします。ね。そうすると油以外というのはどういうものがあるんですか、例えば瀬戸内海がこんなに多いということについては。

○政府委員(岡田專治君) やはり廃棄物が圧倒的な多数でございまして。

○安恒良一君 廃棄物というのと、まだ我が国であれをしていない例えは主としてごみが多いんでしょ。うか、それとも汚水などが多いんですか、どういふものですか、それは。

○政府委員(岡田專治君) 瀬戸内海、これは瀬戸内海の本州側、四国側両方を含めていたわけでありまして、海岸線の延長から見るとかなり長い距離でございまして。そして、やはり廃材でありますとかあるいは廃土といいますが、そういうようなものの不法投棄による汚染が多いようでございます。

○安恒良一君 実態は大体わかりました。そこで、今回これを批准することによつて、例えばケミカルなケミカル関係の船が、今回のこれを我々が批准することによつて、この法律が成立することによつて、まあ猶予期間ございましてが改造しなきゃならぬと思ひますが、そういうものの改造は何隻ぐらいの船が改造しなきゃならぬのか、それからその総費用は大体どのくらいかかるんだらうかということについて説明をしてください。

○政府委員(栗林貞一君) 現在、日本にありますケミカルタンカーは大体六百隻でございます。それで今度、六十二年の四月からこれについて排出あるいは設備の規制が新しくかかるわけでございますので、それなりの対応をしなければなりません。それで、具体的に例えればば積み込みの有害液体物質の規制に伴う設備を申しますと、いわゆる有効ストリップング装置、吸引する装置でございまして。タンクからケミカルを陸揚げしましてそれを洗浄するわけでございまして、空にするという装置、それから換気清浄装置、空気できれいにする、あるいは水でタンクを洗浄するといったような幾つかの装置が物質別に義務づけられるわけでございます。これは構造そのものを変更するということとは恐らく必要がなからうというふうな考えております。したがって、こういう装置あるいは設備を単体で設置するということになるかと思ひますが、金額的に申しますと有効ストリップング装置というのがその中では一番高く、配管、ポンプなどを合わせまして二百万ないし三百万円程度、それから通風とかタンク洗浄機は数十万程度というところでございまして、これは既に条約ができ上がつておりますので、私もこの点についてはいろいろと周知をもう既にやつておりまして、現実にはこういふものをつけているのが大部分でございまして、恐らくここでもまた来年の四月に向けて新たな負担になるというものはほとんどないんじゃないかと、こういうふうに考えております。

○安恒良一君 そうすると、ケミカル関係の船が六百隻ぐらいある、そのうちで内航関係というのは約五百隻ぐらいあるんじゃないですか、それらはもう今回は、これがこの国会で成立しても、既に今申されたようなことはほぼ終わつていて、特別にお金も要らぬ、こういうことですか、どうも僕が聞いていることと違ふんだけども。僕が聞いているのは、やはりこれ五百隻ぐらいは何かしなきゃならぬので改造に金がかかるというふうな

話をちょっと聞いていますので、そのところは今あなたが説明したことと違うんですが、私の方が不勉強なかな、私はそういう話をちょっと聞いていますので、そこどうですか。

○政府委員(武石章君) お答えいたします。

有害液体物質に関する規制が施行されることによりまして、外内航間わずらわしい排出規制や構造設備規制を受けることになるわけでございますが、既存の内航タンカーにつきましては十年間の猶予期間が設けられております。これは期限が六十九年の六月でございます。そのほかのタンカーにつきましては、運輸省におきましては、条約採択時その他随時海運業界に対して必要な情報の提供と指導を行ってございまして、ほとんどのタンカーの構造設備は、現実には附属書の規則内容に適合をしております。今回の施行によっても特に運輸上の支障は生じないと考えております。

なお、政府といたしましては、内航海運業というものが非常に中小企業が多いということもかんがみまして、これらの有害液体物質を輸送するタンカーについての改造資金について、船舶整備公団の改造融資制度の対象とするというようにすることによりまして資金の確保を図るとか、あるいはそのほか技術的な助言をするというように援助をしてまいりたいと思っておりますので、非常に大きな影響があるというふうには考えております。

○安恒良一君 いや、僕も十年間の猶予期間のあることは承知の上で聞いています。それで、ただ聞いています。この皆さん方の提案書の中に、一番最後のところに、いわゆる船舶整備公団法の抜粋がありますね。ですから、そうすると、そこから融資を受けて、十年間の猶予期間、最後は昭和六十九年だけ、今はほとんどが融資を受けては完了している、もしくは、これからするところにして、ここから融資を受けられるからというう内航船その他について負担は大してかからないう、こういうふうな受け取っていいわけですか。

ほぼ完了しているんですか。

○政府委員(武石章君) 完了といえます。猶予期間中に船舶の寿命の来るものもございまして、スクラップ・アンド・ビルドにして新しいものにつくりかえるものもございまして、それから、この条約が採択された後、私もいろいろ指導しておりますので、その前後からのタンカーの構造といたしましては、そういうものをつけたものを建造しております。そういうようなことが全体的に作用してまいります。総合して考えてみますと今申し上げたような状況でございます。

○安恒良一君 そうすると、スクラップ・アンド・ビルドもあるでしょうから、新しいやつはもう既にそういうものをつくっているということですが、大体とりあえず二百万ぐらいかかるんじゃないかという局長の説明があったんですが、今、十年間猶予期間がある中で、既に、六百隻の中で内航関係のケミカル関係が五百隻ぐらいあるというんですが、それはもうほぼ、まだ今猶予期間中ですが、ほぼもう問題がないところまで改造するものは改造している、もしくは、スクラップ・アンド・ビルドになって廃船するやつは今度新しく入るわけですから、そのときは新しい装置のついたやつにするんでしょから、それはどの程度完了していますか。船の中でどの程度が完了していますか。

○政府委員(武石章君) これからかなり長い期間がございまして、全部完了しているということではなくて、この期間中に完了できるというふうな考えでおります。それにつきまして、内航業界の方としまして、私も、そういう状況について十分確認しておりますが、対応できるという回答を得ております。

○安恒良一君 だんだん聞いてくると僕が勉強したことも同じで、やはりそうですね。

大臣、これは今言ったように、これからやっばりやる、猶予期間があるものだから、やる。ところが、内航船舶というのは零細ですから、やはりここで融資制度というのがここにありますからあ

れですが、ここらきちつとして、これから猶予期間中にスムーズにこれがいくようにしないといけないんじゃないか。

それからいま一つは、私は猶予期間があっても財政的なところをきちつとして早く切りかえるやつは僕は切りかえた方がいいと思うんですよ。せっかくこれをあれた方がよいと思ふ。十年あるから十年先で、六十九年までにゆつくりやればよいということじゃないと思うんですよ。しかし一方で、中小が多いものですから二百万でもかかるのは大変だということになれば、そういうことについて融資制度等できちつとして、やはり切りかえるものはどんどん切りかえていくということに、新しい装置をつけるものはつけていく、こういうことに指導していかないといけない。しかし、財政的なことについては政府としての配慮がないと、私が今申し上げたように改造費が大変だということ、猶予期間があるから猶予期間中にやればよいということの後へ後へとしわ寄せすることも私は決していいことではないと思うわけですね。ですから、そこそこについて、運輸行政として御指導なり融資のあり方なり、そういうところについての考え方をちょっと聞かしておいてください。

○政府委員(武石章君) 今、先生御指摘のような方向で私どもとしても指導してまいりたいと思っております。

○国務大臣(三塚博君) 武石局長のやりとりを聞いておりました。今最終的に答えましたように、融資制度、船舶整備公団を中心に建造、改造、その都度こういうものをチェックを進めていく。安恒先生の御指摘は、前倒しで、のんびりではなく、きちつとやられたらどうだ、こういうことの趣旨と承っておりますし、融資制度等についてもきちつと整備をしたつもりであります。これを活用しつつ対応してまいりたいと考えております。

○安恒良一君 わかりました。次は、この附属書のⅢ、それから附属書のⅤ、

附属書のⅣですね。これはいわゆる国数ではこれは達している。ところが、いわゆる船腹量では五〇%に達していないということで今日の状況になっています。

そこで、我が国のやり方は、これが五〇%に到達をしたら、そうしたら我が国もこういふうに法律をきちつとして実行させる。その場合も物によればやはり猶予期間を置くというやり方になってますが、これは私の考えなんです。少しこのところを聞かしてもらいたいんですが、日本の場合は、世界の船の総船腹量の九・五五%、約一〇%近く持っているわけですね。あと日本よりも余計持っているところはどこだろうかということ、このいたいたいた資料で見ると、リベリアが約一四%持っていますね。あとはイギリスとかその他大きいところはあります。それからソ連が一つございまして、大きいところではソ連。それからパナマが九・七七%。こうあるんですが、この附属書に書いてあるところのⅢ、それからⅤ、Ⅳ、これも非常に重要なことなんです。日本はこれだけの船舶を持っていますから、日本だけやってもしょうがない、海というのは世界一つなんだから、日本だけがその気になってもほかのやらないと効果が上がらないということもお考えなのか。まあわかりませんが、私はこれを促進するために、まずどういふ働きかけをされているのか。これは運輸省だけの分野じゃない、外務省も含めて、この附属書のⅠからⅤまでが完全に各国ともこれに従ってやろうじゃないかということにするための外交といえますか、促進についてどういふ働きかけを各国にされているんですか。どうですか。

○政府委員(栗林良一君) 私どもも海洋汚染の防止と申しますのは、やはり世界の各国が協調して取り組まなければいけない。それがやはり一番いい姿であり、最も効果が上がるというふうな考えでおるわけでございます。この国際的な中心となります機関は国際海事機関、IMOというのがございまして、その場でいろいろ議論が行われ、

またこの条約についてもそこで採択されたわけでございますけれども、その場を中心いたしました積極的に意見を述べ、各国の早期受諾、発効に向けていろいろと促進の努力をしているということでございます。

また、特に附属書Ⅲ、Ⅳ、Ⅴの問題でございますけれども、この点につきましては、今言いましたIMOの場がやはり中心になると思っておりますが、ただ、具体的に見てみますと、相当大きな船腹量を持っている国がまだ未受諾であるということも資料に出ております。その辺の事情なども、いろいろ聞いてみますと、やはりそれぞれの国の事情があるようにございまして、国内のコンセンサスを得るのにどうもまだちょっと時間がかかっているとか、しかし、それは言いながら具体的に受諾についての検討が行われているとか、いろいろな情報もございまして、そういうこともよく踏まえて、IMO、国際海事機関の場を通じ、あるいはまた個別にもできる限りのことは働きかけていきたい。また、IMOの主権する例えはこれの趣旨の周知徹底を図るような催しがございます。セミナーでございまして、そういうこともございまして、そういうことも協力して積極的に進めていきたい、こういうふうに考えております。

○安恒良一君 私、手元に一覧表をいたしているのに、ⅢからⅤまでに問題があるというのは、英国でしよう、大きいところで。それからその次は米国、それからリベリアでしよう。それから、一%以上で、大きいところで見ますとソ連ですね、これは五・九%。それから次にパナマと、日本はいわゆる、これは大きいけれども九・七と。そうすると、世界でリベリアを除くと英国にしても米国にしてもソ連にしても、経済先進国といえますか、一流国と言われている国なんですね。そういうところがⅢ、Ⅳ、Ⅴ、まあもちろんこの条約をつくったときに強制と選択制にはなっておりますが、これがおくれているところ、に問題があるんですが、これは何か、例えば英国

とか米国とかソビエトとか、いわゆる世界でいうと経済大国を誇っている国が多いんですが、そういうところがこういうふうに進んでないのには何か理由があるんですか。

○政府委員(栗林貞一君) これはそれぞれの国内の事情で、詳しいことは私も必ずしもよく承知はしておりませんが、例えば米国については申しますと、附属書のⅣ、汚水でございまして、それからⅤはごみでございまして、こういうものは別に商船だけが対象になるわけではなくて、例えば一般のプレジャーボートなんかその規制の対象となると。それで、受諾のための国内的なコンセンサスを得るのにどうも時間がかかっているというふうな背景がある。努力はしているけれども、現在のところまだ受諾まで至っていないというふうなことを実は聞いておりますし、英国も同じような事情があるというふうに考えられます。ただ、ソ連とかリベリアについては、必ずしもその理由ははっきりいたしません。が、こういった米国などの動向を見ながら、態度を現在のところはこういう状態にしているのではないかと、うふうに話を聞いております。

○安恒良一君 大臣、ですから外務省も呼んでおけばよかったんですが、きょうは国務大臣としては大臣お一人ですが、私はごみにしろ、汚水にしろ海洋汚染を防止するためには世界各国、やっぱり力を合わせなきゃいかぬと思うんです。その意味からいって、俗にかなり経済大国と言われている、しかも船舶もかなり持っているところ、はまず率先をして、お互いがやるようにしなきゃならぬと思うんです。

ですから、我が国の外交としても、英国や、米国や、それからリベリア、それからソ連その他、一つ一つ読み上げる時間ありませんから、例えば中国の場合も二・六%持っています、これもまだあれしてませんし、こういうところがやっぱり積極的に海洋汚染を防止をするという意味で、汚水とかごみ等について等々、議定書の附属書のⅢからⅤまでがやれるような積極的な努力をしても

らいたいと思いますが、どうですか、大臣。
○政府委員(栗林貞一君) まず私から今の先生の御質問についてちょっと御説明をさせていただきますたいと思います。

我が国といたしましても、もちろん海洋汚染の防止につきましては、世界有数の海運国としてできるだけの努力はしなければいけないという、そういう積極的な姿勢で臨んでいるわけでござい

ます。例えばはかの国に先駆けてやるという意味では、現在の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律におきまして、船舶からの汚水及び廃物の排出、いわゆる「廃棄物」と今の法律で言っておりますが、の排出につきましては、実は四十五年以来、前の海洋汚染防止法ができましたとき以来ある程度のことは実はやってきているわけでござい

ます。例えば、最大搭載人員百人以上の船舶に対して一定の規制を行ってございまして。そういう意味では、附属書のⅣ、Ⅴにつきまして一部先取りして十五年前からやってきているということ

は言えるかと思うのでございまして。ただ、もちろん今度の附属書のⅣ、Ⅴなどでは、これがさらに規制が強化されてきている、内容的にも強化されてきているわけでござい

ます。それから、附属書のⅣについては、一定の設備を船舶に備えつける、こういうことを義務づけております。これらのことは船舶の構造とか設備に

関する規制になってまいりますので、外国であります出発国からこういう規制を満足している格

好で出てこない、日本には入れないとい

かという格好になります。一方、相手国の外国はまだ一定の基準であるそういう条約を批准して

ない、こういう状態が生ずるわけでござい

ます。それから附属書のⅤについても特にそういう設備規制ではございせんけれども、非常に厳

しい規制をやっておる、こういう状況でござい

ます。そういった非常に厳しい設備、構造に

—我が国が世界における船舶保有量ではまあ最

大とまではいかないけれども、この表で見る限りにおいては第二番目ですから、努力することが一つだと思ふ。

それから二つ目は、今既に局長の方からいろいろ言われましたが、いわゆるこの附属書が発効する前にやる必要があるならば、これは決して悪いことじゃないわけですね。まず、我が国はその附属書が発効してないけれども、少なくとも日本船舶はやってますよ、既に日本ではやってますよ、だからあなたの国もおやりくださいたらどうですかと、これは説得力を持つと思ふんです。

しかも私は、きょう細かく海洋汚染の発生件数から、その中で日本の船舶が起したのが幾らあるのか、外国の船舶が起したのが幾らあるかというのをわざときょう細かく大臣の前で聞いたのは、残念ながらその海洋汚染の発生件数の中において、諸外国の船舶もあつたが、日本の船舶がやっぱりやっておりますが圧倒的に多いんですよ、これ、この資料きょう細かく私は質問したように。その意味から言うと、私は海洋汚染を防止するために、いわゆるこの附属書のⅡ、Ⅳ、Ⅴについても世界の船舶保有国が早くこれを批准をする、そして世界的にみんな発効がされて世界の海の汚染防止に努力することは当然のことですが、日本としてできるものは前もって前倒しでやると。なるほどこの条約の発効は批准がいよいよ五〇%にならぬとできませんから。しかし、日本として前倒しにやれるものはやる、この姿勢は僕は持つと。

その中で各国にどうだあなたの国も早くやらぬかという話を持つていかないと、いわゆる五〇%に達して国数が十五カ国になればうちの国もすぐやりますよということじゃ、やはり同じじやありませんよでも弱いと思ふんですが、そこらについて、これは運輸大臣のところだけでは完全にできることではないと思ふますから、外務大臣を含めてひとつ、いわゆる世界における我が国は四方を海に囲まれ、船舶の保有量も世界で第二番目という海洋国なんです、その国らしくやっていったらどうかと思ふますが、それに対する大臣のお考え

を聞かしてください。

○国務大臣(三塚博君) ただいま栗林局長から今日までの経過などについてお話があり、安恒先生からも本問題について、なぜ日本だけがという意味を含めて御質疑がございました。これは国会におきましてもなぜ日本だけがという議論も、本法律が提案をされた際に議論のあつたところでごさいます。御指摘の外交ルートを通じまして取り進めますように外務大臣にもよく私からお話を申し上げてまいりたいと存じます。

海運国家、海洋国家として国際国家の中で生きていく日本は、率先をしてやらざるを得ないという、そういうパイオニア的な立場の中で我が国政府がこれを進めておりますことを御理解を賜りつつ、さらに御指摘のとおり、米ソを初め先進各国がⅡ及びⅣ、Ⅴと完全にアウトにしておるわけでごさいますから、心して内閣として取り組みますように、本日の論議を外務大臣以下にお伝えを申し上げ、取り進んでまいりたいと存じます。

○安恒良一君 それじゃ、大臣から前向きな答弁がありましたし、中曽根総理も世界の日本といつても言われるわけですから、世界の日本らしく我が国が実施できるものは実施をする。さらに、外交ルートを通じて附属書のⅢからⅤまでが早急に、経済大国と言われている先進諸国が批准を促進していただくことをお願いをしまして、まだ質問時間がありますが、大臣の前向きの答弁を聞きましてこれで終わります。

○矢原秀男君 今回の法律案は、MARPOL 73/78条約の附属書Ⅱが明年、昭和六十二年四月六日をもって実施をされることになる国内法の整備のためのものではないですか。

この点につきましては既に御承知だと思ふますが、けれども、MARPOL 73/78条約は、第二次大戦後の世界の石油消費量の増大に伴ってタンカーの大型化や石油輸送量の著しい増大がありました反面海洋の油による汚染をもたらし、こういうふうなことで国際的な環境保護の関心の高まり、こういうことに合わせて国内法もというのが歴史的

な経過であらうかと思ふわけでごさいます。

こういう観点の中から質問の一つでございますけれども、有害液体物質の陸上受け入れ処理施設の確保の問題についてまず御質問をしたいと思ふます。

法律改正後の法律の遵守にもかかってくる問題でございますけれども、有害液体物質を輸送する船舶、ケミカルタンカーと呼ばれておりますけれども、このタンカーから発生する有害液体物質の残留分、またタンクを洗った後の洗浄汚水を受け入れ、処理する陸上の受け入れ施設の確保の問題でございます。この点でございますけれども、附属書Ⅰが規制対象とする油の場合には、法律が施行された昭和五十八年以降、各石油精製所に油の受け入れ施設が設置されております。今回の附属書Ⅱの実施に伴う有害液体物質の受け入れ施設をどのように確保されていくのか、その確保の具体的対策をまずお伺いをいたしたいと思ふます。

○政府委員(栗林貞一君) ただいま先生おっしゃいました廃有害液体物質、有害液体物質でもう捨てなければいけないようなものでございますけれども、そういったものについてはこの有害液体物質というものは種類あるいは性状あるいは発生形態というものがございます。それに応じて現在、化学工場あるいは産業廃棄物処理業者、廃油処理業者等の既存の施設を活用して、受け入れ施設を行っていくことが予定されているわけでごさいます。

具体的に申しますと、このケミカルタンカーが港に着きまして荷揚げをいたします。それでタンクを洗浄した後、洗浄水は通常残橋でタンクローリーなどに移しまして、それで処理事業者とかそういう処理施設に処理を委託するというような格好をとることが考えられますが、昭和五十七年度の調査では、全国に約百三十のこういった施設がございまして、廃有害液体物質の処理がそういったところで可能でございます。それで、これは相当大きな能力を有しております。それで、現在の処理余力と申しますか、さらに処理できる余力が

約三百万立方メートルぐらいの余力があるようにございます。一方、船舶からこういった格好で陸揚げ処理を要する量を推計してみますと、大体七百万立方メートルぐらいということでごさいます。現在におきましても処理能力というものは十分だろうというふうにごさいます。けれども、これらの既存の施設を総合的に活用していくための条件を具体的に整備して考えていけば、その辺の受け入れ施設についての問題ははないのではないかと、いうふうにごさいます。

○矢原秀男君 今局長から伺いましたが、御答弁の中でタンカーからの洗浄水の大体年間発生量が約七百万立方と伺いましたが、あと有害物質の既存受け入れ処理施設の中でちょっとお尋ねしたいんですけれども、一つは産業廃棄物の処理業者が大体日本でのどのくらいなのか。二番目は、化学工場の自家処理施設、この実態がどうなのか。三番目は、地方公共団体の持つ廃油処理施設、この実態はどうなのか。もしわかりましたら簡単に伺いをしたいと思ふます。

○政府委員(栗林貞一君) ただいま先生おっしゃいました中で、まず産業廃棄物処理業者でございまして、これは昭和五十七年に運輸省が実施いたしました調査によりますと、全国に処理可能な会社が百二十九社ございました。これで、余剰処理能力は年間約三百万立方メートルと聞いておりますので、私先ほど申し上げましたうちの大部分になるということでごさいます。

それから、化学工場等における処理の関係は、全国で三十六事業所において処理が可能でございまして、処理能力は年間約四・五百万立方メートル程度のごさいます。それから、油の方でございまして、これはやはり有害液体物質と申しまして、油に非常に似たようなものについてはこういうところを利用して処理もできるようなございまして、それは全国の主要港、二十三港におきましてこの処理が可能でありますけれども、処理能力は年間約六千万立方メートル程度であらうというふうにごさいます。

したが、いまして、全体的に見ますと、最初に申し上げました産業廃棄物処理業者による能力が圧倒的に多いということでございます。

○矢原秀男 今、参考までにお伺いしましたことは、私質問の二として、法律改正等いろいろございまして、船に不当なおくれを生じさせない周辺整備の具体策は何かということ、今お伺いをしたわけでございしますが、現実、例えば付近の港に、今は数的には十分あるように伺ったわけでございしますが、該当する船がその港に着いたときにその港に施設がない。そういう場合は、他港にはあるということで、時間や燃料、そういうロス、また施設のある港まで船を移動させる。処理業者のまたタンクローリーが船まで取りにきてくれるとしても、またそういう作業をどここの岸壁で行うのか。そういう既存施設の利用といたしても、実際にはなかなか難しい段階というものが私は懸念をしております。今、局長、非常にすべての発生量に対する対応、数的には完壁であるようなあれが出てきたんですけれども、こういうふうな局長の御答弁から分析をしまして、私も不安は別に今申し上げたように持っています。私どもは別に今申し上げたように持っているわけですが、スムーズに洗浄水を陸揚げするような港の周辺環境の整備、これは大体完璧に、まあ完璧ということではもうどうという問題でも言うべきことじゃないんですが、まあまあ対応できる、そういうふうな解釈していいんでございましょうか。

○政府委員(栗林貞一君) 受け入れ施設全体の能力と、それから陸揚げ処理を要します推計量等を考えてみますと、先ほど申し上げましたようなことで十分余力はあるわけでございしますが、確かに具体的な場合について、それではうまくいくかという問題は確かにあるわけだと思ひます。その点につきましては私も認識はいたしております。やはり各港におけるそういう条件の整備については大いに努力していかねばいけないと思ひます。例えば、先ほど申し上げましたが、タンクローリーに移すといひまして

も、うまくタンクローリーが着いて、それでそういう船から移しかえるような場所とかがうまく確保できるかどうか。それから船の運航の経済性との関係でいへば、その陸揚げの時間、夜間にかかるとか、かからないとか、そういういろいろな問題が出てくるのだらうと思ひますので、これは関係している役所などもよく連絡いたしまして、港ごとの状況に応じて検討を行って、例えばそういった情報をよく流すとか、それで経済的な順調な処理が行われるようにすることなど、その他具体的な問題の解決を図っていくということと相談をいたしております。

○矢原秀男 その点、よろしく願ひいたします。

質問の第三でございしますが、関係政省令公布の時期も問題でございしますが、やはり新しい規制の民間への周知のスケジュール及び方法というものが、わかつていくようにございすけれども、いざにいたしまして我が国の関係業界へ新しい規制の内容を広く周知徹底も必要でございしますが、また逆に業界の方々にも法律の精神をよく理解をしていただきながら、やはり御協力もいただくということが非常に大切かと思ひます。その点はいかがになるものでございすか。

○政府委員(栗林貞一君) 今度の例えは政省令を公布して、具体的に周知徹底を図るといったようなことは、できるだけ早くそういう政省令を公布、施行しながら、一方で私どもの方で周知徹底にできるだけの努力をしていくということで、例えば運輸省、海上保安庁におきまして、昭和六十一年度については海洋汚染防止指導というところで、関東、京阪神、瀬戸内海、瀬戸内など石油化学コンビナートを控える港を中心にいたしまして、海洋汚染防止講習会ということで、船員あるいは海運会社の関係者に対して、六十二年四月からの有害液体物質の規制の周知ということとをできるだけ積極的に図っていくことも考えております。また一方、民間サイドにおきまして

は、社団法人で日本海難防止協会というものもございす。これも海洋汚染防止の周知宣伝事業といたしまして、六十一年度は有害液体物質の規制に関する手引書でございすとか、あるいはスライドを作成して配付するなどの事業を行ひまして、できるだけ条約、法律の周知徹底に努めるといふことを考えておりますので、関係団体と連絡をとりながら進めていきたいと思います。

○矢原秀男 海洋汚染に関する法制度という点では、非常に先進的な我が国でございす。もう一点からはよく業界の方々に御理解を、また御協力を求めてまた業界の意見、こういうこともよく聞いてあげていただきたいと思います。

そういう観点の中から質問の四でございすけれども、要求される設備の内容とその経済的な影響について伺てみたいと思ひます。

この附属書Ⅱの第十三規則、有害液体物質のコントリールできないような排出を最小限にとどめる船舶の設備や構造の内容云々となるわけでございす。

先ほどの質疑と重複するかも知れませんが、こういう中で新しい設備や機器の購入また船体構造の改造、こういうことになれば費用コストの問題にも関係します。また内航の船舶所有者の実態という面から見ると、企業の基盤が非常に弱い、会社の規模も俗に一杯船主などと言われている、非常に小規模、零細な企業がほとんどでございす。こういうふうになりますと、機器の購入費用や改造費用、これが船舶所有者の経営圧迫の要因になるのではないかと懸念もいたしているものでございすけれども、この点はいかがでございすか。

○政府委員(岡野忠君) ただいま御質問の、この条約の改正によりまして船舶に必要となる設備でございすけれども、それは運搬いたします有害物質の種類によつても若干異なつてまいります。ただ、有害物質を揚げました後、できるだけ多

くの残留物を回収する装置、これが必要となります。それで、これは有効ストリップング装置と言つておりますけれども、このほかにタンクを洗浄いたします装置、それから船内の換気をいたします装置、そういうものが必要となつてまいります。

それで、経費の点でございすけれども、それほど値の張るものではございせん、数千トンクラス、ケミカルタンカーとしてはかなり大きいものでございすけれども、数千トンクラスのもので設備費は二百万円程度であらうかなというふうに推測いたしております。

○矢原秀男 その点もよくいろいろと、今後いろいろなお話等出てくると思ひますが、よく御相談に乗つていただきたいと思います。

質問の五でございすけれども、法律施行後の取り締まり体制についてでございす。法治国家でございますけれども、大臣ね、法律でがんじがらめになっていきますから、私、取り締まりとかいう言葉は余り好きでないでございすけれども、これに關係しての質問をしたいと思ひます。

この有害液体物質の海上排出に際して、明年の四月六日から規制や監視、そして違反の取り締まり、これが始まるわけでございす。これは海上保安庁に伺つてみたいんですが、これは規制する石油類の場合に、少量でも海上に排出された場合に海面に油膜が広がってまいります。だれでも容易に確認することができるわけでございす。有害液体物質、いわゆる化学薬品の製品の場合には特殊な化学性質がありますから、海上への排出があった場合に非常に確認の困難なケースも想定されると思ひます。例えば一つは無色無臭であるとか、二番目には比重が海水より重く、沈んでいくとか、三番目には揮発性が高く、海上に排出されても短時間で蒸発をしてしまふ等々、非常に視認が極めて難しい事態が考えられるわけでございすけれども、こういうような点は大体どういふふうに対応しようと思ひますのか伺ひたいと思ひます。

○政府委員(岡田專治君) 先生のたゞいま御指摘
いただきましたように、有害液体物質についての
取り締まりは、本改正法によりまして六十二年か
ら行なわなければならないわけですが、い
ろいろ難しいわけでございます。

私もいたしましては、今新しい監視手法の
開発をやっております、どうやらめどがついて
いる状況でございますが、これは巡視船艇にある
装置を仕掛けて、それによりまして自動的に
海水を採取していきまして、それを四つほどの
センサーをくぐらせて、もし、それぞれのセ
ンサーであらかじめ決めておきました濃度以上の
状況が発見されたときには、直ちに警報が鳴ると
同時に、その海水を分離採取し、またそのその
日時等もあわせて自動的に記録する、こういう装
置でございます、これが実用になりますと、こ
れによって採取してまいりました極めて違法性の
疑いの濃い海水につきまして、後日、陸上の試験
研究機関におきまして綿密な分析をやることによ
ってその違法状況を確認することができるとい
うものでございます。

私もいたしましては、このような装置の開発及
びその実用化ということに努めると同時に、ま
た当然のことながら有害液体物質の国内におきま
す海上における輸送実態等も調査いたしまし
て、このような取り締まり体制の確立、アクセ
ントをつけなければいけないと考えております。

なお、その他停泊中の船舶に対するいわゆる立
入検査等も庁法により行いまして、法定上の書類
の記載事項等について所要の指導をすることはこ
れまた当然のことでございます。

大体、以上のような方法によりまして、この有
害液体物質についての汚染の取り締まりを今後充
実したいと考えております。

○矢原秀男君 最後の質問でございますけれど
も、質問の六でございますが、タンカー業界への
影響でございます。

まあこの法律の精神や規制を遵守していただく
という点から一応は御答弁で安心はいたしてお

ますけれども、費用負担を伴う新しい規制が実施
されるという点からも関係法令の適用、運用に際
しては、ケミカルタンカー業界、石油化学業界、
また商社等の関係業界の方々の意見や要望を十分
配慮していただくことを要請しておきたいと思
います。特に関係法令の直接の規制がかかる内航の
タンカー業界に対しまして、一つは受け入れ施設
の問題、二番は船舶に不当なおくれを生じさせな
いという点、三番目は経済的な過重負担をかけな
いという点など、まだ業界の中でもいろいろと御
心配等もあるようでございます。過剰な負担増や
不便が極力ないように運輸省としても十分な配慮
をすべきであると考えています。

最後でございますので、運輸大臣並びに局長か
ら御答弁を賜りたいと思います。

○政府委員(武石重君) 先生いろいろと御心配を
いただきましたとおり、有害液体物質に関しまし
ての規制が施行されますと、内航海運業の用に供
する船舶には、これまでより厳しい排出規制だと
かあるいは構造設備規制、あるいは新たな検査義
務、受検義務というようなことが生ずるわけでござ
います。この問題につきましては、条約でい
ろいろと、条約がつくられる過程から内航海運業
界ともよく連絡をとっておりまして、その結果を
反映したという形で実は既存の内航タンカーにつ
きましては十年間の猶予期間が設けられておると
いうことでございまして、これは六十九年の六月
まででございますが、このように条約の採択の前
後にわたって、海運業界に対しまして、必要な情
報を提供するとともに指導を行ってきたところで
ございます。

船舶の寿命というのは、こういう種類のタンカー
は大体十年程度でございますので、ほとんどの船
は新しい設備をこの期間に設置することなく退役
していくものだと思っております。したがいまし
て、この条約の規制というものが明らかになる過
程で、それ以後でいきます船はほとんど附属書の規
制内容に適合した構造設備を備えた形で建造され
ております。

そういう意味で、現実には今後この施行によっ
て運輸上の支障は余りないと考えておるわけでござ
います。

もちろん先生御指摘のとおり、受け入れ施設が
きちっとあるかどうか、あるいはその受け入れの施
設における実際の有害液体物質等のくみ上げとい
いますか、そこへの投入というようなことが円滑
にいかないとそれはそれなりの経済的な負担にな
るわけでございますが、現実にはこういう内航の有
害液体物質を運んでおりますタンカーはほとんど
が企業関係の物質でございまして、それぞれ相手
工場内にほとんど受け入れ施設がある場合が多い
ようでございます。したがいまし、そこで荷役
をして直ちに陸揚げをするというようなことが可
能ではなからうかと考えておるわけでございま
す。

そういう意味で、海運業界にいたずらに過剰な
負担が生じないように、私もいたしまして十分に荷
主業界あるいは受け入れ施設を整備する方々、内
航業界と、この三者の間で十分協議をいたしまし
てそういう体制をつくってまいりたいということ
で、この条約を採択する前からその問題について
取り組んで、いろいろと対応を考えた上でこの法
律を制定して批准をするというところに至ったわ
けでございます。

そんなような背景もございまして、御心配の
点は余り大きな御心配にはならないんではなから
うかと考えておるわけでございます。

政府といたしましては、さらに途中で改造する
船あるいは今後の船につきまして、新しい船をつ
くる際にこういう設備を備えなければならぬとい
うわけでございますが、内航海運業におきましては、
中小企業が大変多いというのを考えますと、こ
れらの物質を輸送するタンカーについての建造
資金あるいは改造資金について船舶整備公団の融
資制度を活用いたしまして、私もいたしまして十分
これに対応したいと、いろいろな技術
的な助言とかそのほかの援助をしてみたい
と、かように考えております。

○国務大臣(三塚博君) ただいま貨物流通局長か
ら具体的な手だてにつきまして詳細に答弁を申し
上げたわけでございますが、いずれにいたしまし
ても内航海運は中小企業が圧倒的に多いという点
でありまして、新たな負担を法律によって課せら
れるという現実の中で、この措置はたゞいまの答
弁のようにそれをさらにきちんとしたものにさせ
ていただき、この改造資金についての措置は万
全を期すると。さらに、その他の援助等につきま
しても今後の対応の中で政府として相努めてま
いと、このことは当然の責務かと存じます。

○内閣功君 昨年九月の海上保安白書、これによ
りますと、廃船等の投棄禁止規定、廃棄物の投棄
禁止規定及び油記録簿備えつけ・記載・保存義務
違反と、これらの違反件数が昭和五十四年以降で
は最悪の状況であります。これ以上の海洋汚染を
許さないためにも、本改正案の立法趣旨に基づ
いて万全の対策を講ずべきだと思っておりますが、ま
ずこの点いかがでしょうか。

○政府委員(岡田專治君) 海上におきまする汚染
の防除につきましては、私も取り締まり実施官
庁として十分な責任を持って遂行しなければなら
ないと考えております。

ただいま御審議をいただいておりますこの法律
改正案が成立しました暁におきましては、先ほど
他の先生方の御質問に対してもお答え申し上げま
したように、私もかなりのいろいろな工夫も込め
まして、今後とも十分な行政を実施したいと、か
ように考えております。

○内閣功君 ところで、東京湾の問題ですが、東
京湾には漁船、貨物船、旅客船、大型タンカー、
あらゆる種類の船が年間約二十七万隻、一日に
七百四十八隻も通るという世界でも有数の過密な
海だと言われております。湾内には特定重要港湾
四つ、重要港湾二つあります。取り扱ひ貨物量は
年々増加して、運輸省の資料によると、昭和七十
五年には約七億四千万トンから七億九千八百万ト
ンに達すると、こういう数字が出ております。そ
の上、船の長さ二百メートルを超えるいわゆる巨

大船が一萬隻を超えて、そのうち六〇％が日本の関係法令あるいは日本の海況を余り知らない外国船だ、こういう状況であります。

そこで、かねてから船舶航行の安全確保につきましては、海事関係者等から強い要望が出されておるわけですが、運輸省のこの点の御認識はいかがですか。

○政府委員(岡田專治君) 東京湾につきましては、いろいろな需要予測等もあるわけですが、例えは昭和五十年代の後半におきましては、船舶の出入港隻数はほぼ横ばい状況になっております。しかしながら、いずれにいたしましても過密な人口地域を後背地に抱える東京湾でございますので、私どもも海上交通安全法を初めとする関係法規の適正な執行につきまして全力を挙げて今行政を実施しております状況でございます。

○内藤功君 危険物積載船というのはどういう船を申しますか。

○政府委員(岡田專治君) 危険物積載船といましては、大型のタンカーあるいは大型のLPG、LNG船等を申しております。

○内藤功君 そういう危険物積載船が年々増加しております。さらに我が国においては暴風、豪雨、地震、津波等による災害が発生しやすい自然環境にある、これが海上保安白書でも指摘をされておるところであります。

特にLNGの危険性については、これは田尻さんの書いた「海と乱開発」という本に引用してあるんですが、物理学者のエイモリー・ロビンズという人は、「二二五〇〇〇立方メートル(約七万重量トン)のLNGタンカーの爆発エネルギー量は原爆なみ」である、というふうに言っておるそうです。一たびこのLNGタンカーの衝突事故が発生すれば、田尻氏によれば、東京湾は大火災となる。銀座まで延焼する。「さらにそれが臨海コンビナートのタンク群に延焼すると、想像を絶する災害となる」ということを、これは元東京都公害研究所次長であります、この専門家も指摘

しておるんです。東京湾には扇島を初めとしたして、既に四つのLNGタンカー基地がありまして、さらに増設も伝えられておりますが、私はこれ以上危険なLNGタンカー及び基地を東京湾においてふやすことはこれはやめるべきじゃないかと率直にそう思うんですが、いかがですか。

○政府委員(岡田專治君) LNGの積み取りベースにつきましては、この設置に当たりまして、ただいま先生の御指摘にございましたように、事によりまして大変な災害を生ずる潜在的な危険性のあるものでございますので、そのような災害を防止する見地から、私どももいたしましてはいろいろな意味での条件等を十分につけてまして、またこれまでもその設置者等よりそれらについての各種のベース運営に当たった的確の書等をとりまして、現実にはこのベースの安全な運営が図られるように措置をしておりますところでございます。

○内藤功君 昭和四十九年の十一月に東京湾で発生したLPGタンカー第十雄洋丸事件、これは二十日間燃え続けて、最後は自衛隊が出ていってこれを壓沈してようやく解決するという始末であります。

〔委員長退席、理事安恒良一君着席〕

「扇島LNG船ベース建設問題に関する調査報告書」というのがここにあります。これは東京湾海難防止協会がつくった分厚なものです。これによりまして、非常に重要な指摘があります。例えば「衝突等により大量のLNGが破口より流出した場合は対処する方法もないと思われる」、もうお手上げだ。『いったん流出したLNGが気化し、ガスに引火した場合には、消火はほとんど不可能で、流出が続く限り火災は続くであろう』と。第十雄洋丸事故のごとく、一たび衝突や乗り上げ事故が発生すると、二次的事故として火災、爆発、危険物の流出その他の危険を誘発して、事故船自体のみならず、第三者に与える被害も莫大なものに拡大されると、社会的な問題にまで発展する等々、もう対策は事実上ないに等しいと、危険過ぎて実験自体もできないと、こういうことを

言っておるのであります。私は重ねてこれは証明書、確約書を出すというようになくて、やっぱりいわゆる総量規制といいますが、タンカーの量、タンカー基地の量をこれ以上ふやさないということが大事だと思ふんです。この点をひとつ当局としては真剣に再検討すべきだと重ねて要望したいんです。

○政府委員(岡田專治君) ただいま御指摘にございました扇島でございますけれども、先生の御指摘は絶対的な危険性の増大があるので慎重に対処しろと、かような趣旨と承りましたが、私どももLNGのベースの建設については、極めて慎重にこれに対処しておるところでございます。

たまたま扇島の例で申し上げますと、例えば夜間着陸は禁止するとか、あるいは荒天時のいろいろな細かい使用基準を設定いたしますとか、あるいは荷役中のいわゆる火気管理についてきちっとした管理体制を組ませる、またそのベースにおけるいろいろな機械につきましても、いわゆる機械の作動に伴う発火等がないように配慮した機械を設置させるとか、あるいは十分余裕のあるタグボート、いわゆる馬力の余裕のあるタグボートで微細な離着陸ができるように配慮させるとか、もろもろの安全対策をメニューとして確約させ、またこれの実行を監視しているところでございます。

○内藤功君 さらに問題なのは、運輸省が東京湾に建設を予定しております人工島の計画であります。まず、この内容、規模について説明してください。

○政府委員(藤野慎吾君) 私たちは昭和五十五年から沖合の人工島構想についていろいろと勉強をしまいでございまして、六十一年からそれらのフィージビリティ調査に入ることにしておりますが、その一環で東京湾の横断道路をアプローチ手段として活用する人工島の構想も、そういう全国的な幾つかの構想の一つとして内部的な検討を行ってまいりました。

その内容につきましては、既に新聞に出ておるようなことではあります。若干申し上げてみますと、この横断道路ができてまして、その横断道路の人工島、つまり橋梁からトンネルへ入る、何と云いますか、接点がありますが、その前後にできまうところの水域、ここはもと船が利用しにくい水域になるわけでありまして、そういう水域を有効に利用するというふうなことを基本に考えて、その場所ですば横断道路の設置によりまして湾内の遊泊地面積が減るということがありますから、そういったことに対応するための遊泊地をそこにつくりたい、確保したいというふうなところと、それからさらにこの東京湾周辺で今後いろいろとニーズが高まってくるというふうな予想いたしますが、例えば大水深のコンテナ埠頭でございますとか、あるいはまた臨海性のレクリエーションの基地でありますとか、また国際交流施設といったふうなもの、そういうふうなものをここに立地させるという考え方はどうかということでの構想をまとめたわけでございます。

この構想は現時点で私たちの想定できる幾つかの機能を盛り込んだものではございますけれども、まだきちっと固まったものではございません。さらに規模とか、形とか、機能とか、また環境への与える影響云々等について今後引き続き検討をしながらねというふうには思っておりますのでございまして。今後本年度以降のフィージビリティ調査におきましても、この東京湾を調査対象海域にして勉強したい、かように考えておるところでございます。

○内藤功君 総工費四千五百億円、面積百八十ヘクタール、後楽園野球場の七十倍というところもないものができようとしておるわけでありまして。ところで、建設省はこのような計画について当然知っていると思ひますが、いかがですか。

○説明員(藤井治芳君) お答えいたします。

運輸省のこの人工島構想につきましては、私も新聞報道等によりその存在は承知しておりますけれども、具体的な内容につきましては、今運輸省の局長がお話しになりましたようにこれから勉強されるということでございます。聞き及ん

でない状況でございます。

いずれにいたしましても、道路事業の実施に当たりましては、今後必要に応じて長期的な視点に立つて調整することにならうかと考えております。

○内藤功君 運輸省では、建設省とも相談をしている、相談しなければという具体的な計画を東京湾横断道に密着してつくることはできないと思ふんですね。今の御答弁は私は納得できないです。

そこで運輸省に聞きますが、昭和五十五年から沖合人工島の研究調査を始めてはいるはずなんですが、これまでの調査研究の具体的な対象地には東京湾は入っていないはずなんです。いつからこの東京湾の人工島計画の構想は始まったんですか。その勉強はいつから始まったんですか。

○政府委員(藤野慎吾君) ちょっといつの時点でスタートしたかというこの正確な記憶はございませんが、五十五年にはスタートしなかったとは思いますが、それ以降の段階で順次対象範囲を広げてまいっていることではございます。

○内藤功君 五十五年にはスタートしてないんですね。五十五年にはスタートして現在まで運輸省が地元民の強い要望もこれあり、具体的に委託調査した海域は六カ所、下関、秋田、清水、大村、三浦、室蘭、これだけなんです。東京湾は入っていないんです。東京湾が急浮上した理由は東京湾横断道との関係以外には考えられないですね。

○政府委員(藤野慎吾君) 今おっしゃいますように、六カ所の調査をやってまいりました。それから、すべて地元の委託ということでやったわけではございません。それから、確かに今も冒頭に御説明申し上げましたように、この東京湾の人工島構想については何らかの形でアプローチを確保しなければならぬという命題がございますから、東京湾横断道というものをひとつ重要なアクセス手段として考えていることは、これはもう当然のことではございます。

○内藤功君 そこで私は、これができたらどうな

るであろうかということで、四月五日の日に船に乗りまして東京湾内の予定地と言われるところを見てきたんです。

そうしますと、これは木更津から出ていったところですが、ノリを実際に養殖しているところで、現場そのものです。それでアサリがとれる、アサリ漁もやられている。こういう大変な、やっぱり八千数百人に及ぶ漁民の命と営業にかかわると言っても過言じゃないですね、そういう場所なんですね。

それから、一体ここを埋立てるについて土砂はどうするか。これは千葉県君津市の山を削って、それで土砂をここへ持ってきて埋め立てるといふことですね。しかも三キロに三キロ、ここに予想図を、これは運輸省からいただいたのを持っておるんですが、三キロに一キロ、大変なこういうものを埋め立てる。私と一緒にいった海事関係者の人は、東京湾のこういう真ん中にこんな大きなものがつくられた場合に、いきなりこの人工島の陰から船が出てきた場合なんか、これ考えるとぞっとすると言っておられました。

こういう漁業に対する影響が一つある。もう一つは、土砂をどこから持ってくるか、それによる山を削ったりなんかする自然の破壊についてどういふような考え方をしているか、ここあたり十分に検討をなさっているのかどうか、どんな検討をしているのか、これちょっと伺いたいんです。

○政府委員(藤野慎吾君) 東京湾周辺で幾つか海洋といえますが、港湾関係の事業も推進されておる、またその一部を私たちが担当させていただいておる事情もこれあります。ですから、ある程度はわかっているつもりではあります。けれども、この具体的なプロジェクトの推進に關して、今先生御指摘のような漁業関係者との調整問題、それからまたそこに島をつくること、それに直接かわり合っている湾内の環境保全問題、そしてまた今話題の土砂をどこからとってくるか、その採取場所の環境問題、いろいろ数多い命題が

これには残っておるといふふうには思っております。今後それらの研究、勉強は引き続き進めていかなければならぬというふうに思っております。

○理事(安恒良一君) 内藤さん、時間ですから。○内藤功君 じゃ、最後の二問ですが、勉強中だということですが、私が今指摘した諸点に加えて、これはただでさえ狭くて危険な場所なんですから、きょうは時間がないから、その詳細は私ここで別の機会にまたやりますが、そこに三キロと三キロという巨大な人工島をつくって、そうすればどうなるか。東京湾の海水の移動、それから生物の移動を妨げるという問題がありますね、生物をすみにくくする。文字どおり私は死の海に至るといふ危険をもたらし、これは大変な問題だと思ひます。漁業に対する影響、周辺の山を削るといふ問題、漁業従事者に対する打撃、これは大きなもので、勉強中だというなら、今のうちならこれは取りやめることもできるわけだから、これはやっぱりこういう無謀な計画はおやめになることがよろしい、やめるべきであるというふうに私は思ひます。これは最後にこのことを強く要望しておきたいと思ひます。

○国務大臣(三塚博君) この横断道路につきましては、今回のいわゆる中曽根民話の第一号ということで政府において真剣に検討をされ、今回の国会にも提案をいただいたところであります。法律が制定をされますならば具体的に、ただいまのわけでは御指摘、当然不安が国民間にもあらわれるわけでありまして、また同時に国民間に沿岸を挟む両県でぜひこの完工を期してまいりたいといふことなどもございませうとありますから、すべてを調整をしつつこれを進めるといふ政府決定の中で御提案をさせていただいておりますものから、そういう中で撤回はできませんけれども、アセス、また海上交通の安全確保、漁業の操業のこれまた安全、こういう点において万般の措置を講じつつ取り進んでまいりたい、このように考えております。

○伊藤都男君 この提案の法律案につきましては、これは国際条約に關することでございますので、海洋国家日本の立場から率先してこれは改正すべきものと考えております。今までの審議の過程におきましてさまざまな問題点も指摘されてきたものでございませうので、私はこの際、直接この法案には関係はございませんけれども、数点質問を申し上げていきたいと思います。

第一は、瀬戸内海のごみ公害対策についてでございますが、最近海上における油の汚染につきましては、これは海上保安庁の取り締まりがかなり強化されて、あるいはまた多少のものでもマスコミがすぐ取り上げる、こういうことで海をきれいにする努力、こういうものがよく国民的なものとなつてきておる、こういうふうに私は判断をするわけですが、しかしこの瀬戸内海水域においては、現在なお河川から流入する木片あるいは木の根っこあるいはビニールなどの浮遊物が非常に多く、そのために高速艇のスクリーナーあるいは水中翼船の翼、こういうものに相当な損害を与えているわけではございませんか。

【理事(安恒良一君)退席、委員長着席】特にビニールなどは船の冷却水の取り入れ口に詰まっちゃうと、こういうことがありますし、そのためにエンジンが焼けちゃうんですね。あるいは木の根っこというものはかたい部分が海面から少し下の部分に浮いておるものから、したがってプロペラを傷めると、こういうことになっているわけでありまして。最近の船のプロペラというのは高速回転のやつが多いわけですから小型になっているわけですね。だから一度ここにぶつかると相当損害が大きい、こういうような状況、現状でございます。

そこで質問ですけれども、第一は、浮遊物の現状について運輸省はどのように認識されておるか、これが第一。それからそれに関連をいたしまして、その浮遊物によって損害を受けている船舶の船体、機関及び推進器等の損害の状況、これはどのようにな

ておるのか。

それからもう一つは、この浮遊物の除去対策はどのように進められておるのか。

この三点をまず伺いをしておきます。

○政府委員(藤野慎吉君) 今お話がございましたような浮遊物が瀬戸内海にあるということでございますが、その量や分布の状況を正確に把握することがなかなか困難でございまして、ただ、私たちそういったものの回収事業を担当しておるといって、年間の回収実績でそこあたりをちょっと当たって見ますと、昭和五十九年度では、浮遊ごみの集積が比較的多い港湾の中で総集計してみますと、重要港湾十二港で全体で約一立方メートル、港湾区域の面積でちょっと割り算をしてみますと、一平方キロメートル当たり十三立方メートルくらいになるといってございまして、一方また港湾区域の外側にあります一般海洋と申しますか、では回収量は六千三百立方メートルで、一平方キロメートル当たり直しますと〇・四立方メートルくらい、こういうデータがございまして、また地域的には、大阪湾、紀伊水道、備讃瀬戸、広島湾、まあそこあたりがやや多い地域でございまして。

さて、こういったごみの除去対策についてどうかと、こういうことでございまして、既に御案内かと思いますが、私たち運輸省では一般海域を、それから港湾管理者が港湾区域内の浮遊ごみの除去を担当しておりますし、さらにそのほか主な主要港湾では、民間団体であります清港会という名の団体がございまして、その方々が浮遊ごみの回収をしていただいているというふうなことがございまして。

さて、私たちといたしましては、この浮遊ごみの回収を積極的に進めていくために、今申しましたようなことで四十九年度から直轄事業として七カ所の基地を設けて清掃船を配備してやってまいりましたし、一方また港湾区域内での浮遊ごみの回収事業を実施される港湾管理者の皆さんに対しましては、清掃船を建造する場合に補助をさして

いただいております、こんな形で回収事業を推進をしております状況にございまして。

○政府委員(岡田幸治君) 浮遊ごみが船舶の航行の安全に及ぼす影響はどうであるかという御質問がたまたまあった次第でございましてけれども、御案内のようにプロペラを損傷いたしましたりあるいはプロペラに巻きついてこれの作動を妨害し、あるいは冷却水にナイロン等がポンプに詰まりましてふぐあいを発生する、こういうようなことでございまして、ごみによる船舶航行の安全への影響というものはそれなりに明確な状況があるわけでございます。海事関係者より最近におきまして私も私も取り締まり官庁としての保安庁に対しても陳情があった次第でございまして。

瀬戸内海におきまして昨年一年間約五百件弱の海難、いわゆる救助を必要とする海難があったわけでございますけれども、その中で浮遊ごみが明らかに原因であると我々が認定したものは約十数件、大体三割弱でございまして。その中には、例えば貨物船が冷却水のポンプにごみが詰まって機関停止したというようなことが代表的な事例でございまして。

○伊藤都男君 今数字でいろいろ示されるとどの程度のものかということがよく把握できないんですが、かなりのごみが河川から流れ込んだりしているということはわかるわけですね。そして損害もかなり出ているということでございますが、そこで今、藤野局長からも御答弁がございましたが、今の浮遊ごみ対策で一番やっぱり問題になるのは、例えば河川の場合はこれは建設省の河川局だと、それから港湾内は地方自治体の管理者、いわゆる地方自治体がやる。それから港域外に出ると、これはもう運輸省港湾局、こういうことで、総合的に個別の行政機関がそれぞれのところを受け持っているという形で、本格的な除去対策というんですか、総合的な調整が行われていないように思うんですが、この辺は一体どのようなようになっておるのか。調整をすれば環境庁あたりかなと、こういうふうに思うんですが、その辺の現状

はどうなっておりますか。

○政府委員(藤野慎吉君) まさに海面を浮遊しておるものですからなかなか実態の把握も難しい面があったり、その回収を効率的にやるということとも難しい面があったりしておりますが、そういった事業を行います場合には、私たち従来から海上保安本部とか、また港湾管理者、周辺の市町村、それから漁業協同組合、それから海運会社、海運会社といまして当然それは船を運航なさっております船員さんの目といたしまして、耳といたしまして、重要なわけでありまして、そういった関係機関と、それから直接事業を担当いたしました私たち港湾建設局との間で浮遊の実態等に関する情報連絡を密にして、そういった協力体制の中でやるような努力をしてきておるわけでありまして。

今後ともそういった体制でいくんではと思っておりますが、ただいま河川から流入するというのがありましたが、河川から流入するんであります。そのもう一つとは河川に物が投げ込まれる、こういうことがあるわけでありまして、やはり周辺地域の皆さん方の理解と協力みたいなものもぜひいただきたいものだと思っております。そういうふうなことも期待しながら関係機関との連絡を密にして回収事業の効率を上げ、そしてよりきれいな海、瀬戸内海ができるようにしていきたい、かように考えております。

○伊藤都男君 そこでこれ大臣に要望しておきますが、今局長の御答弁のようにいろいろの努力はされておるわけですが、まだもう一段と各省庁の管轄地域が違いますので、その協力体制でですね、もっと積極的な協力体制にしてほしいと思っておりますが、これやっぱり運輸大臣の音頭取りでそういうようなところの協力体制がもう少し強力な協力体制をとればこの浮遊物の除去対策というものはもっと進むものではないか、このように希望を持っておりますが、その点について大臣の御見解をお伺いしておきます。

○国務大臣(三塚博君) ただいま藤野局長から、今日いただいたのとおり得べき措置についてお話があったわけですが、なお伊藤委員の御指摘、特に瀬戸内海は内海であり、それと河川との連結がそこございまして、省庁別にある一定の境界線でこれが分離されるという意味でこれらの浮遊物の駆除あるいは排除、そういうものが効果が出ず航行船舶にたいはまの御指摘の支障が出るといことはまたこれは一つの問題でありますから、運輸省はあのとおり合同庁舎の五階から上、四階から下は建設省でありますので、まずさしあたりそちらの方とよく連携をとれますかどうか、環境庁のお世話にならぬでも、やはりそういうこととで省間の協議を進めまして体制をとってまいりたいと考えています。

○伊藤都男君 その点はひとつよろしくお願いいたします。

それから次に、大阪湾の問題ですが、これは関西新空港の建設、漁業補償問題も山場を越えたようでございますし、いよいよ本格的になるわけでございます。そうなりますと、これから大阪湾は工事用船舶であふれるということになります。そして大中小の船が互いに交錯しながら大阪湾の中を駆けめぐると、こういう状況にだんだんなっていくと思うわけですね。ついでにも瀬戸大橋の橋げたに居眠り運転をした船がぶつかって事故を起こしたと、こういう事故もあるわけですね。その程度の事故ならいいんですが、これから新国際空港の建設が進めば進むほど今度は船同士との衝突が予想される、こういう状況であります。

そこで、このことを予想しながら安全運航対策というものが協議をされておると思うんですが、それがどのように対策が進められておるのか。特にこの点は全日本海員組合から一つの提案がなされておまして、海事関係者等によって現地連絡協議会をつくって、そこで連絡調整を行って安全運航を確保するように、こういうふうに申し入れようとしておるわけですが、これについてどのように対処されていくか御答弁をお願いいたします。

す。

○政府委員(岡田專治君) 関西国際空港の建設に
関連いたしましたは、ただいまの御指摘にもござ
いましたように、建設過程における大阪湾の交通
安全の確保の問題あるいは建設した後の、空港完
成後の、また関西国際空港への海上アクセス線等
にかかわる海上交通安全の問題等もろもろの海上
交通安全の問題があるわけでございますが、私ど
もはさしたってはず建設の際の安全の問題につ
きまして関西国際空港会社に対してその十分
な安全確保を図れるようにいわゆる学識経験者
を含めた客観的な検討を要請しているわけでござ
います。

現在その安全対策について審議が行われている
わけでございますけれども、ただいま御案内にあ
りましたような現地の連絡協議会の問題につきま
しては、いわゆる空港の建設計画の具体化という
ものに対応したいいろいろと深まってくる状況の中
で地元関係者との連絡調整の方策の必要性につ
いても今後恐らく検討が行われるものと考えてお
りますので、その辺の状況を踏まえて所要の対策を
講じたい、かように考えております。

○伊藤都男君 やっぱり船を動かしているのは船
員でございまして、したがって直接船を動かして
いる者たちの十分な意見を聞く、こういう形でや
っていただきたい。

それからもう一つは、これはかつて大阪万博や
沖繩海洋博などの場合に、目先の利益を追求した
自家用新船といものが大量に建造されて、
これが結局この二つの巨大プロジェクトの終了後
これらの自家用船が原因となりまして船腹過剰あ
るいは輸送秩序の混乱、こういうものを引き起こ
したという苦い経験を持っているわけですね。こ
うした過ちが再び繰り返されないために、私は前
にこの当運輸委員会におきまして当時の細田運
輸大臣に対しては、内航海運法及び内航海運組
合法の立法趣旨を尊重して営業船の活用を最優先
させるべきではないか、こういうふうに主張をい

たしまして、当時の細田運輸大臣もそのような方
向で強力に指導していきたい、こういうように述
べているわけでありますが、この考え方に変わり
はないのかということ再度質問をしたいわけで
ございます。

今、内航海運というのは非常に長い低迷を続け
ておりまして、したがって内航海運連合会それ自
体がスクラップ・アンド・ビルドで今船腹の調整
をやっているわけです。真剣にこれやっていると
わけですが、そういう現状を考えますと、やは
り関西国際空港の建設、特に海上輸送の面につ
きましては営業船の活用を最大限優先させるべき
だ、こういうことが将来の船腹過剰を引き起こさ
ないためにも必要ではないか、こういうように考
えているわけでありまして、大臣の御答弁をいた
だきたいと思っております。

○政府委員(武石章君) この問題につきましましては
大変過去において内航海運業界が苦勞した問題で
あるわけでございます。先生の御指摘のとおりで
ございまして、そのときに発生いたしました自家用
船につきましましては、自家用船の業界と内航海
の間で昭和五十五年に協定を結びまして、一定の
条件のもとで営業船としての資格を認めたといい
いきさつがございまして、それについての取り扱い
についていろいろと問題はあったわけでございま
すが、自家用船といものが本来の性格を考えて
みますと、自家用船といものは建設業者ある
いは砂利採取業者といものが自分で採取した砂
利あるいは自分の使う資材の運送に船を使うとい
う形態でございまして、これにつきましましては本来
には内航海運法上は届け出は義務づけられてお
りましても、実際問題としてこれを規制いたしま
して排除するということではできない仕組みにな
っております。これは憲法上の問題としてそういう
仕組みになっておるわけでございまして、したが
いまして、これらの自家用船がもし営業行為をす
るというところであればこれは非常に大きな問題で
ございまして、営業行為をしたとたんにこれは業
法違反として取り締まりをする、こういうことに

相なっております。

関西国際空港におきましても、当然に建設事業者は
みずからの船で運送する部分というのはかなりあ
ろうかと思っております。そういう意味で完全に自家用
船を排除するということにはなかなかまい
らないと思うわけでございまして、営業船という
ものの今日の実情を考えますとできるだけその活
用を図っていただきたいという方向でもちろんお
考えいただこうと思っておりますが、いずれにし
ましても自家用船と営業船とは共存をするとい
う形でこの問題には対処せざるを得ないのではな
いのか、こう考えております。

ただそれ以後の問題をいたしまして、もし自家
用船がそれ以後におきまして営業行為をするとい
うようなことに対しては厳に取り締まりをしてい
くというふうな方針で対処せざるを得ないと考え
ております。

○国務大臣(三塚博君) 細田運輸大臣が伊藤議員
の質問に答えさるに答弁をし、ただいま局長が
答弁のような措置を運輸省として講じてきたこと
ろであります。それから、今後関西国際空港、い
よいよ漁業補償も終わり、本格的な工事に着手す
ると思われまして、さような観点の中で十二分にそ
の意を体し、ただいま局長答弁の趣旨に沿って対
応してまいり、営業船を第一に考えて、ただいまの
状況の厳しい中でありまして、会社側に対しま
しても要請を申し上げる、こういうことであらう
と思っております。

○委員長(鶴岡洋君) 他に御発言もなければ、質
疑は終局したものと認めて御異議ございませ
んか。

○委員長(鶴岡洋君) 他に御発言もなければ、質
疑は終局したものと認めて御異議ございませ
んか。

○委員長(鶴岡洋君) 他に御発言もなければ、質
疑は終局したものと認めて御異議ございませ
んか。

て採決を行います。

本家に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(鶴岡洋君) 全会一致と認めます。よ
って、本案は全会一致をもって原案どおり可決す
べきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これ
を委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議
ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(鶴岡洋君) 御異議ないと認め、さよう
決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時二十二分散会

四月四日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に
関する諸議(第九〇二号)(第九〇三号)(第九
〇四号)(第九〇五号)(第九〇六号)(第九〇七
号)(第九〇八号)(第九〇九号)(第九一〇号)
(第九一一号)(第九一二号)(第九一三号)(第
九一四号)(第九一五号)(第九一六号)(第九一
七号)(第九一八号)(第九一九号)(第九二〇
号)(第九二一号)(第九二二号)(第九二三号)
(第九二四号)(第九二五号)(第九二六号)(第
九二七号)(第九二八号)(第九二九号)(第九三
〇号)(第九三一号)(第九三二号)(第九三三
号)(第九三四号)(第九三五号)(第九三六号)
(第九三七号)(第九三八号)(第九三九号)(第
九四〇号)(第九四一号)(第九四二号)(第九四
三号)(第九四四号)(第九四五号)(第九四六
号)(第九四七号)(第九四八号)(第九四九号)(第
九五〇号)(九五一号)(九五二号)(九五三
号)(九五四号)(九五五号)(九五六号)(九五
七号)(九五八号)(九五九号)(第九六〇
号)(第九六一号)(第九六二号)(第九六三
号)(第九六四号)(第九六五号)(第九六六
号)(第九六七号)(第九六八号)(第九六九
号)(第九七〇号)

○号(第九七一七号)(第九七二七号)(第九七三七号)(第九七四七号)(第九七五七号)(第九七六七号)(第九七七七号)(第九七八七号)(第九七九七号)(第九八〇七号)(第九八一七号)(第九八二七号)(第九八三七号)(第九八四七号)(第九八五七号)(第九八六七号)(第九八七七号)(第九八八七号)(第九八九七号)(第九九〇七号)(第九九一七号)(第九九二七号)(第九九三七号)(第九九四七号)(第九九五七号)(第九九六七号)(第九九七七号)(第九九八七号)(第九九九七号)

国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願
請願者 長野県下伊那郡豊丘村二、七四五
木下フサ 外一万五千六百二十二名
紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第九〇五号 昭和六十一年三月二十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願
請願者 長野県下伊那郡豊丘村一〇、六七
八 壬生政子 外一万七千八百八十一
名
紹介議員 穂山 篤君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第九〇六号 昭和六十一年三月二十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願
請願者 長野県下伊那郡松川町上片桐三、
一九五ノ一 安藤志 外一万千
百九十二名
紹介議員 糸久八重子君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第九〇七号 昭和六十一年三月二十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願
請願者 長野県下伊那郡豊丘村一、四二
八 壬生千菊 外一万二千四百十
三名
紹介議員 稲村 稔夫君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第九〇八号 昭和六十一年三月二十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願
請願者 長野県下伊那郡豊丘村八、〇
二名
紹介議員 上野 雄文君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第九〇九号 昭和六十一年三月二十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願
請願者 長野県下伊那郡高森町下市田二、
九六四 北林敏良 外八千五百九
十三名
紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第九一〇号 昭和六十一年三月二十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願
請願者 長野県下伊那郡豊丘村神橋一〇
原武男 外八千九百十一名
紹介議員 大木 正吾君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第九一一号 昭和六十一年三月二十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願
請願者 長野県下伊那郡豊木村七、九四三
滝沢アキ 外九千七百二十名
紹介議員 大森 昭君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第九一二号 昭和六十一年三月二十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願
請願者 長野県下伊那郡喬木村一、〇五二
ノ二 木下花香 外八千八百三十
二名
紹介議員 久保 亘君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第九一三号 昭和六十一年三月二十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願
請願者 長野県下伊那郡喬木村一、〇三六
木下定男 外一万二千三百二十
四名
紹介議員 久保田真苗君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第九一四号 昭和六十一年三月二十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願
請願者 長野県下伊那郡喬木村阿島 北沢
哲也 外九千五百六十二名
紹介議員 片山 基市君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第九一五号 昭和六十一年三月二十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願
請願者 長野県下伊那郡喬木村一、〇五二
ノ二 木下花香 外八千八百三十
二名
紹介議員 久保 亘君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第九一六号 昭和六十一年三月二十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願
請願者 長野県下伊那郡喬木村一、〇三六
木下定男 外一万二千三百二十
四名
紹介議員 久保田真苗君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第九一七号 昭和六十一年三月二十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願
請願者 長野県下伊那郡喬木村一、〇三六
木下定男 外一万二千三百二十
四名
紹介議員 久保田真苗君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第九一八号 昭和六十一年三月二十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願
請願者 長野県下伊那郡喬木村一、〇三六
木下定男 外一万二千三百二十
四名
紹介議員 久保田真苗君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第九一九号 昭和六十一年三月二十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願
請願者 長野県下伊那郡喬木村一、〇三六
木下定男 外一万二千三百二十
四名
紹介議員 久保田真苗君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第九二〇号 昭和六十一年三月二十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願
請願者 長野県下伊那郡喬木村一、〇三六
木下定男 外一万二千三百二十
四名
紹介議員 久保田真苗君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第九二一号 昭和六十一年三月二十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願
請願者 長野県下伊那郡喬木村一、〇三六
木下定男 外一万二千三百二十
四名
紹介議員 久保田真苗君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第九二二号 昭和六十一年三月二十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願
請願者 長野県下伊那郡喬木村一、〇三六
木下定男 外一万二千三百二十
四名
紹介議員 久保田真苗君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第九二三号 昭和六十一年三月二十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願
請願者 長野県下伊那郡喬木村一、〇三六
木下定男 外一万二千三百二十
四名
紹介議員 久保田真苗君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第九二四号 昭和六十一年三月二十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願
請願者 長野県下伊那郡喬木村一、〇三六
木下定男 外一万二千三百二十
四名
紹介議員 久保田真苗君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第九二五号 昭和六十一年三月二十二日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願
請願者 長野県下伊那郡喬木村一、〇三六
木下定男 外一万二千三百二十
四名
紹介議員 久保田真苗君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

請願者 長野県下伊那郡喬木村六二四 城

下圭一 外一万七千七百九十九名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第九一八号 昭和六十一年三月二十二日受理

国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願者 長野県下伊那郡天竜村平岡九二五

唐沢英樹 外一万二千二百十五名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第九一九号 昭和六十一年三月二十二日受理

国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願者 長野県下伊那郡天竜村一、三〇一

小林健司 外一万九百七十八名

紹介議員 佐藤 三吾君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第九二〇号 昭和六十一年三月二十二日受理

国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願者 長野県下伊那郡天竜村平岡五九一

近藤英文 外九千九百二十四名

紹介議員 志吉 裕君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第九二二号 昭和六十一年三月二十二日受理

国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願者 長野県下伊那郡天竜村九二〇ノ八

遠山佳子 外八千九百三十五名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第九二二号 昭和六十一年三月二十二日受理

国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願者 長野県下伊那郡天竜村平岡七、三

四二 宮沢直賢 外九千二百九十

七名

紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第九二三号 昭和六十一年三月二十二日受理

国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願者 長野県下伊那郡天竜村三八九 中

島ユウ子 外一万九百八十七名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第九二四号 昭和六十一年三月二十二日受理

国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願者 長野県下伊那郡天竜村九〇二ノ七

桑山信男 外一万二千六百十一

名

紹介議員 高杉 進忠君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第九二五号 昭和六十一年三月二十二日受理

国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願者 長野県下伊那郡天竜村九八〇ノ四

野竹敏彦 外一万二千五百九十

七名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第九二六号 昭和六十一年三月二十二日受理

国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願者 長野県下伊那郡天竜村九一七ノ一

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

紹介議員 対馬 孝且君

第九二七号 昭和六十一年三月二十二日受理

国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願者 長野県下伊那郡天竜村平岡二、二

二六ノ二 羽田野七郎平 外九千

八百六十二名

紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第九二八号 昭和六十一年三月二十二日受理

国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願者 長野県下伊那郡豊丘村河野六三二

中村益啓 外八千九百七十三名

紹介議員 中村 哲君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第九二九号 昭和六十一年三月二十二日受理

国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願者 長野県飯田市鼎切石三、四六一ノ

二 原春男 外一万六千六百七十八

名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第九三〇号 昭和六十一年三月二十二日受理

国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願者 長野県下伊那郡豊丘村林原四、四

〇〇 原千広 外一万二千九百八

十三名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第九三一号 昭和六十一年三月二十二日受理

国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願者 長野県下伊那郡豊丘村神稲三、四

〇五ノ九 井原輝明 外一万百四

十七名

紹介議員 福岡 知之君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第九三二号 昭和六十一年三月二十二日受理

国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願者 長野県下伊那郡豊丘村神稲一〇

原洋司 外一万三千八百八十八名

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第九三三号 昭和六十一年三月二十二日受理

国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願者 長野県飯田市大瀬木一、一〇七

奥田京子 外一万七千七百九十三名

紹介議員 松本 英一君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第九三四号 昭和六十一年三月二十二日受理

国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願者 長野県飯田市北方三、四九七ノ一

〇 新井正子 外一万九百八十

二名

紹介議員 丸谷 金保君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第九三五号 昭和六十一年三月二十二日受理

国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する請願

請願

請願者 長野県下伊那郡上郷町飯沼九三〇

ノ一 早川洋子 外一万二千三百四十七名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第九三六号 昭和六十一年三月二十二日受理

国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する

請願

請願者 長野県下伊那郡上郷町黒田三二四

柘植勝 外一万五千九十八名

紹介議員 目黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第九三七号 昭和六十一年三月二十二日受理

国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する

請願

請願者 長野県下伊那郡阿南町東条七三八

松澤森男 外八千七百二十四名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第九三八号 昭和六十一年三月二十二日受理

国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する

請願

請願者 長野県下伊那郡阿南町九、五六四

万木政子 外九千八百三十一名

紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第九三九号 昭和六十一年三月二十二日受理

国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する

請願

請願者 長野県下伊那郡阿南町新野三、二

一一 後藤年一 外一万七百名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第九四〇号 昭和六十一年三月二十二日受理

国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する

請願

請願者 長野県下伊那郡阿南町新野二、〇

七二ノ三 松村裕好 外九千五百四十三名

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第九四一号 昭和六十一年三月二十二日受理

国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する

請願

請願者 長野県下伊那郡阿南町東条一、四

〇七 泰野実 外一万二千二百七十八名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第九四二号 昭和六十一年三月二十二日受理

国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する

請願

請願者 長野県下伊那郡阿南町一、四〇七

常盤美紀夫 外一万二千五百九十六名

紹介議員 山田 譲君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第九四三号 昭和六十一年三月二十二日受理

国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する

請願

請願者 長野県下伊那郡阿南町北条一、五

九〇 木下博文 外一万七千五百五十名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第九四五号 昭和六十一年三月二十四日受理

国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する

請願

請願者 長野県下伊那郡豊丘村神橋一八八

村沢房治 外九千八百七十三名

紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第九四六号 昭和六十一年三月二十四日受理

国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する

請願

請願者 長野県下伊那郡豊丘村神橋九四

高原修平 外八千九百八十一名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第九四七号 昭和六十一年三月二十四日受理

国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する

請願

請願者 長野県下伊那郡豊丘村神橋二、六

九五ノ二 木下モト 外一万百七十二名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第九四八号 昭和六十一年三月二十四日受理

国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する

請願

請願者 長野県下伊那郡豊丘村一〇、六九

一三石勇 外一万二千三百七十九名

紹介議員 穂山 篤君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第九四九号 昭和六十一年三月二十四日受理

国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する

請願

請願者 長野県下伊那郡豊丘村一、六四八

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

ノ一 宮外君造 外一万九百八十三名

紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第九五〇号 昭和六十一年三月二十四日受理

国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する

請願

請願者 長野県下伊那郡豊丘村神橋一、六

四二 宮外ちえみ 外一万二百七十七名

紹介議員 稲村 稔夫君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第九五一号 昭和六十一年三月二十四日受理

国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する

請願

請願者 長野県下伊那郡豊丘村神橋三、〇

三〇ノ二 小林務 外一万二千四百五十八名

紹介議員 上野 雄文君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第九五二号 昭和六十一年三月二十四日受理

国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する

請願

請願者 長野県下伊那郡豊丘村 壬生栄治

外一万三千三百九十三名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第九五三号 昭和六十一年三月二十四日受理

国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する

請願

請願者 長野県下伊那郡豊丘村一〇、六八

一 横前君子 外九千八百七十三名

紹介議員 大木 正吾君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第九五四号 昭和六十一年三月二十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県下伊那郡喬木村五、八三六

紹介議員 松島孝行 外一万九百八十六名
大森 昭君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第九五五号 昭和六十一年三月二十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県下伊那郡喬木村三、七二七

紹介議員 梶原 敬義君
中川涉 外八千八百二十七名

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第九五六号 昭和六十一年三月二十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県下伊那郡喬木村六〇九ノ一

紹介議員 粕谷 照美君
秦謙二 外一万五千九百九十三名

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第九五七号 昭和六十一年三月二十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県下伊那郡喬木村一三、五二二

五 木下八千代 外一万七千八百八十
一名

紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第九五八号 昭和六十一年三月二十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県下伊那郡喬木村一五、八六

八 後藤直子 外一万二千三百三
十三名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第九五九号 昭和六十一年三月二十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県下伊那郡喬木村一、〇五六

紹介議員 市瀬次郎 外一万二千五百七名
久保田真苗君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第九六〇号 昭和六十一年三月二十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県下伊那郡喬木村一二、三三

九 木下盛弘 外九千八百十一名
小柳 勇君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第九六一号 昭和六十一年三月二十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県下伊那郡喬木村一四、八四

五 新井芳春 外九千九百九名
小山 一平君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第九六二号 昭和六十一年三月二十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県下伊那郡天竜村一、三八四

紹介議員 佐藤 三吾君
近藤清 外一万二千一百一名

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第九六三号 昭和六十一年三月二十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県下伊那郡天竜村中央六〇八

八 森谷正大 外八千九百七十八名
志吉 裕君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第九六四号 昭和六十一年三月二十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県下伊那郡天竜村平岡九八五

ノ二 仲平美代子 外九千四百三
十四名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第九六五号 昭和六十一年三月二十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県下伊那郡天竜村平岡七二三

ノ四 後藤知久 外一万七千九百
三名

紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第九六六号 昭和六十一年三月二十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県下伊那郡天竜村松島二、二

四五 金田文夫 外一万二千五百
五十名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第九六七号 昭和六十一年三月二十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県下伊那郡天竜村九五九ノ一

八 熊谷さち子 外九千七百九十一
名

紹介議員 高杉 勉忠君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第九六八号 昭和六十一年三月二十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県下伊那郡天竜村平岡九六七

ノ二 大平茂 外一万四千五百十三名
竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第九六九号 昭和六十一年三月二十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県下伊那郡天竜村六六四

服 部明美 外八千七百七十六名
対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第九七〇号 昭和六十一年三月二十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県下伊那郡天竜村平岡六六五

ノ三 宮沢好正 外九千八百八十六
名

紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第九七一号 昭和六十一年三月二十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県下伊那郡豊丘村八〇一

唐 沢健治 外一万二千九百九十八名
中村 哲君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第九七二号 昭和六十一年三月二十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県下伊那郡豊丘村河野一、八
三〇ノ五 久保田胤雄 外一万六
百三名

紹介議員 野田 哲君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第九七三号 昭和六十一年三月二十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県下伊那郡豊丘村神橋九四
三石博雄 外一万五千五百七十九名

紹介議員 浜本 万三君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第九七四号 昭和六十一年三月二十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県下伊那郡豊丘村神橋一、九
六五 吉川源治 外一万八百八十三
名

紹介議員 福岡 知之君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第九七五号 昭和六十一年三月二十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県下伊那郡豊丘村神橋八四
下平徳一 外一万二千二百一名

紹介議員 松前 達郎君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第九七六号 昭和六十一年三月二十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県下伊那郡豊丘村神橋三、四

〇五 熊谷明久 外九千五百四十
三名
紹介議員 松本 英一君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第九七七号 昭和六十一年三月二十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県下伊那郡豊丘村神橋二三五
福沢修二 外八千七百二名

紹介議員 丸谷 金保君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第九七八号 昭和六十一年三月二十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県下伊那郡上郷町黒田三、八
二九 和田春男 外八千九百二十
一名

紹介議員 村沢 牧君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第九七九号 昭和六十一年三月二十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県下伊那郡上郷町黒田四二六
和地義三郎 外九千五百六十五
名

紹介議員 目黒今朝次郎君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第九八〇号 昭和六十一年三月二十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県下伊那郡上郷町黒田四四三
川上博 外一万七千八百八十二名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第九八一号 昭和六十一年三月二十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県下伊那郡阿南町新木田九、
五〇〇 小林哲司 外一万六千六
百九十六名

紹介議員 八百板 正君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第九八二号 昭和六十一年三月二十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県下伊那郡阿南町新野三、〇
七四 熊谷幹一 外一万二千三百
二十四名

紹介議員 矢田部 理君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第九八三号 昭和六十一年三月二十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県下伊那郡阿南町富草三、五
四九ノ二 村松武 外一万七千九
十七名

紹介議員 安恒 良一君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第九八四号 昭和六十一年三月二十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県下伊那郡阿南町富草二、二
四九 佐々木弘愛 外一万六千六
百三十一名

紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第九八五号 昭和六十一年三月二十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県下伊那郡阿南町東条七六ノ
二 佐々木保次、外一万二千七百
九十八名

紹介議員 山田 譲君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第九八六号 昭和六十一年三月二十四日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県下伊那郡阿南町北条二、二
九九 宮島正一 外九千六百六十
一名

紹介議員 和田 静夫君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一〇〇五号 昭和六十一年三月二十五日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県下伊那郡豊丘村神橋二七六
ノ二 原志保美 外九千七百二十
四名

紹介議員 青木 新次君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一〇〇六号 昭和六十一年三月二十五日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県下伊那郡豊丘村神橋一一、
五七七 片桐昇 外一万二千三百
四十九名

紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一〇〇七号 昭和六十一年三月二十五日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県下伊那郡豊丘村神橋一、一

請願

請願者 長野県下伊那郡豊丘村河野五、四

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一〇八号 昭和六十一年三月二十五日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県下伊那郡豊丘村二、六七一

紹介議員 ノ一〇 宮外昭弘 外一万六八

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一〇九号 昭和六十一年三月二十五日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県下伊那郡豊丘村神橋二、六
六二 宮外隆雄 外一万二千四百
七十二名

紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一〇一〇号 昭和六十一年三月二十五日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県下伊那郡豊丘村六、八八〇

紹介議員 稲村 稔夫君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一〇一一号 昭和六十一年三月二十五日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県下伊那郡豊丘村神橋七、〇
〇七 松下陸夫 外一万五百六十
一名

紹介議員 上野 雄文君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一〇一二号 昭和六十一年三月二十五日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県下伊那郡豊丘村河野一、八
三九 竹村直幸 外一万二千二百
四十六名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一〇一三号 昭和六十一年三月二十五日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県下伊那郡豊丘村一、三四
八 壬生利一 外一万二千五百六
十九名

紹介議員 大木 正吾君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一〇一四号 昭和六十一年三月二十五日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県下伊那郡喬木村五、七九九

紹介議員 原直通 外一万七千七百八十九名

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一〇一五号 昭和六十一年三月二十五日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県下伊那郡喬木村一六、四三
三 吉川文人 外一万二千四百八
一名
紹介議員 堀原 敬義君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一〇一六号 昭和六十一年三月二十五日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県下伊那郡喬木村五、二二二

紹介議員 ノ二 小澤博 外九千六百二十三

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一〇一七号 昭和六十一年三月二十五日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県下伊那郡喬木村六三九 松

紹介議員 井国保 外一万八千三百七十七名

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一〇一八号 昭和六十一年三月二十五日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県下伊那郡喬木村一、一七八

紹介議員 下岡米男 外一万六千三百四十四名

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一〇一九号 昭和六十一年三月二十五日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県下伊那郡喬木村一、〇五六

紹介議員 市瀬公子 外八千五百九十六名

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一〇二〇号 昭和六十一年三月二十五日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県下伊那郡喬木村一四、七六
七 前沢信子 外一万二千四百四

名 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一〇二二号 昭和六十一年三月二十五日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県下伊那郡天竜村平岡六六五

紹介議員 ノ三 宮沢明美 外一万八千八百九
十七名

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一〇二三号 昭和六十一年三月二十五日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県下伊那郡天竜村一、四一六

紹介議員 ノ二 板倉忠秀 外一万二千二百二
十一名

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一〇二四号 昭和六十一年三月二十五日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県下伊那郡天竜村平岡五九八

紹介議員 ノ四 小松与仁 外一万二千十九
名

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一〇二五号 昭和六十一年三月二十五日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願者 長野県下伊那郡天竜村平岡九八三

紹介議員 野竹幸登 外一万七千七百六十四
名
菅野 久光君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一〇二五号 昭和六十一年三月二十五日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県下伊那郡天竜村平岡七二六
ノ一 橋本幸子 外一万二千三百
九十一名
紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一〇二六号 昭和六十一年三月二十五日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県下伊那郡天竜村松島二、二
四五 金田一恵 外九千七百三十
三名
紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一〇二七号 昭和六十一年三月二十五日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県下伊那郡天竜村平岡六六六
ノ一 野竹和宏 外八千八百二十
八名
紹介議員 高杉 勉忠君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一〇二八号 昭和六十一年三月二十五日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県下伊那郡天竜村平岡九四四
ノ二 野竹孝二 外一万九百十七
名
紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一〇二九号 昭和六十一年三月二十五日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県下伊那郡天竜村九六八ノ四
福士洋子 外一万二千三百七十
九名
紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一〇三〇号 昭和六十一年三月二十五日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県下伊那郡天竜村平岡二、二
九〇 江崎義明 外一万二千四百
八十四名
紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一〇三一号 昭和六十一年三月二十五日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県下伊那郡豊丘村七、一七二
ノ一 平沢栄治 外一万九百八十
七名
紹介議員 中村 哲君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一〇三二号 昭和六十一年三月二十五日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県飯田市中村一、七七八 熊
谷泰秀 外九千三百二十五名
紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一〇三三号 昭和六十一年三月二十五日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県下伊那郡高森町下市田一、
〇三三 加山恵子 外一万二千百
二十六名
紹介議員 丸谷 金保君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一〇三四号 昭和六十一年三月二十五日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県下伊那郡豊丘村神穂九、〇
一五 原光男 外一万七千七百九十
二名
紹介議員 福岡 知之君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一〇三五号 昭和六十一年三月二十五日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県下伊那郡豊丘村三六ノ一四
川島尚 外一万六千七百七十七名
紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一〇三六号 昭和六十一年三月二十五日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県下伊那郡豊丘村神穂三、五
七四ノ四 清水秀 外一万二千四
百九十八名
紹介議員 松本 英一君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一〇三七号 昭和六十一年三月二十五日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県下伊那郡高森町下市田一、
〇三三 加山恵子 外一万二千百
二十六名
紹介議員 丸谷 金保君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一〇三八号 昭和六十一年三月二十五日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県下伊那郡上郷町黒田二、二
六〇 西尾節子 外九千七百名
紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一〇三九号 昭和六十一年三月二十五日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県下伊那郡上郷町黒田四五六
串原広孝 外一万二千二十四名
紹介議員 目黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一〇四〇号 昭和六十一年三月二十五日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県下伊那郡上郷町黒田四三八
代田茂雄 外一万七千七百九十七
名
紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一〇四一号 昭和六十一年三月二十五日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願
請願者 長野県下伊那郡阿南町九、五七四
小林好治 外一万二千三百七十
二名
紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一〇四二号 昭和六十一年三月二十五日受理
国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する
請願

請願

請願者 長野県下伊那郡阿南町新野 村松

成幸 外九千三百九十名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一〇四三号 昭和六十一年三月二十五日受理

国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する

請願

請願者 長野県下伊那郡阿南町富草六、八

一五 佐々木虎男 外一万二千五

百六十一名

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一〇四四号 昭和六十一年三月二十五日受理

国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する

請願

請願者 長野県下伊那郡阿南町北条一、二

九六 松沢利尚 外一万二千三名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一〇四五号 昭和六十一年三月二十五日受理

国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する

請願

請願者 長野県下伊那郡阿南町八、四四五

小林房雄 外八千六百二名

紹介議員 山田 譲君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第一〇四六号 昭和六十一年三月二十五日受理

国鉄の分割反対、全国ネットワーク維持に関する

請願

請願者 長野県下伊那郡阿南町北条中谷

宮島信男 外一万二千三百十七名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

昭和六十一年四月十九日印刷

昭和六十一年四月二十一日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局